

第2期
大府市子ども・子育て支援事業計画
(2020~2024)



令和2年3月
愛知県 大府市

「子どもとのふれあい」「子どもを通じたふれあい」による地域づくりや、「子ども」「子育て家庭」を応援する意味で「フレ！」をつけ、大府市子ども・子育て支援事業計画の名称を「子・フレ！」としました。

また「コフレ（coffret）」は、フランス語で宝石箱の意味もあり、子どもは本市の未来を支える大切な存在（宝石）であり、今後も子どもや子育て家庭が輝くことのできる「子育て応援都市おおぶ」を目指します。



〇はじめに

近年わが国では全国的に少子化が進んでいます。少子化の背景には、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、家庭と育児の両立の機会の確保等さまざまな要因が挙げられます。

国の施策におきましても、出生率の向上等を目指して実施された働き方改革により、女性が社会で活躍する機会が増加し、生活スタイルも多様化しております。

共働き世帯の増加、核家族化の進行など、社会構造が大きく変化する中で、本市では、「安心して子育てと暮らしができるまち」を主要施策に掲げ、誰もが安心して子育てが出来るまちづくりの実現に取り組んでまいりました。

昨年度本市は子育てを始めとする都市力向上に向けた施策を積極的に実施してきた結果、住みよさランキングでは全国6位に選ばれました。

これは、多くの方が子育てをしやすいまちとして本市を選び、評価していただいた結果であり、子育て世代を中心として本市に移り住む方が増えたことで人口は着実に増加しており、子ども達の元気な姿を間近で見られることはたいへん喜ばしいことです。

国におきましては、子育てを取り巻く環境が大きな変革期を迎えており、昨年10月には幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てに係る経済的負担が軽減されたことにより、教育・保育サービスのニーズが高まることが見込まれます。

本市では、平成26年度に策定した「大府市子ども・子育て支援事業計画」に基づき教育・保育に係る各種の事業を積極的に展開してまいりましたが、更なる充実を目指し、令和2年度から向こう5年間の「第2期大府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、新たに児童虐待防止対策・社会的養育の見直し等時勢に応じた事項を記載したほか、教育・保育と子育て支援等の充実に向けた教育・保育の量の見込みと提供体制の確保を始めとする施策を定めるとともに、次世代育成支援対策行動計画に定める事業目標を見直しました。

本市は今年9月1日に市制施行50周年を迎えます。

この大きな節目となる年に、本市がこれまでに健康都市として先導的に培ってきた取組成果を礎に、全ての子ども達が輝きながら健やかに育ち、同時に子育てをする全ての方が子どもを産み育てる喜びを感じられる持続可能なまちづくりの達成に向けて、本計画を着実に実践してまいります。

末筆ながら本計画の策定にあたりまして、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました、学識経験者、関係する各団体等の代表者、市民委員の皆様から感謝申し上げます。

令和2年3月

大府市長 岡村 秀人

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の対象.....	5
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1 子どもや子どものいる家庭の状況.....	9
2 教育・保育施設の状況.....	17
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題.....	27
第3章 計画の基本理念等.....	37
1 基本理念.....	39
2 基本的な視点.....	40
3 計画の施策体系.....	41
4 計画フレーム.....	42
第4章 教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）.....	43
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保.....	45
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	64
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	64
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の促進.....	64
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携.....	65
6 労働者の職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	65
7 配慮を必要とする子どもや保護者への支援.....	66
第5章 次世代育成支援事業の展開（次世代育成支援対策行動計画）.....	67
第6章 計画の推進に向けて.....	73
1 推進の体制.....	75
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	75
資料編.....	77
1 策定経緯.....	79
2 大府市子ども・子育て会議条例.....	80
3 大府市子ども・子育て会議委員名簿.....	81
4 用語解説.....	83

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化により、子育て家庭における孤立感と負担感が増加しており、子ども・子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらの法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月に施行されました。

その後、都市部を中心とする保育所等の待機児童が深刻な問題となっており、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が公表され、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が実施される等、国における子育て支援施策が進められています。

『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

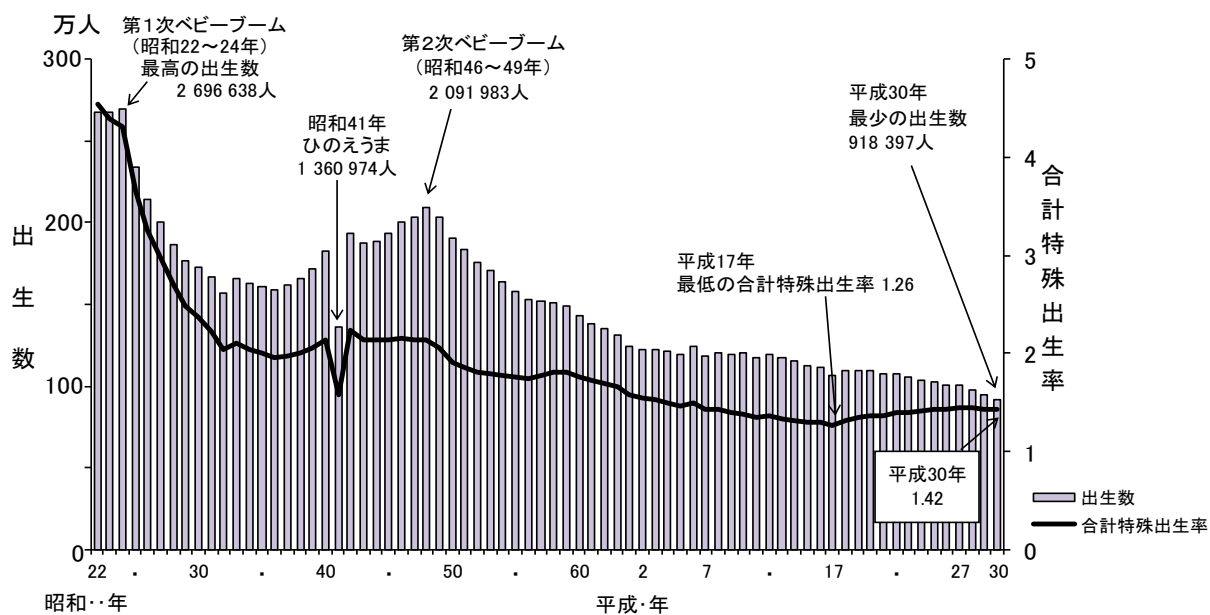
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本市は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「大府市次世代育成支援対策行動計画＜後期計画＞（平成 22～26 年度）」を、また、平成 27 年 3 月には次世代育成支援に関する計画と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体化した「大府市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～令和元年度）」を策定しました。基本理念を“未来へのかけはし渡る 子どもの笑顔 『みんなでつくる 子育て応援都市 おおぶ』”と定め、子どもと子育て家庭を中心に、地域全体として市民各層の理解と協力によりさまざまな支援活動が繰り広げられ、保育サービスをはじめとする充実した公的サービスとの連携の輪が広がっていくことを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を展開しています。

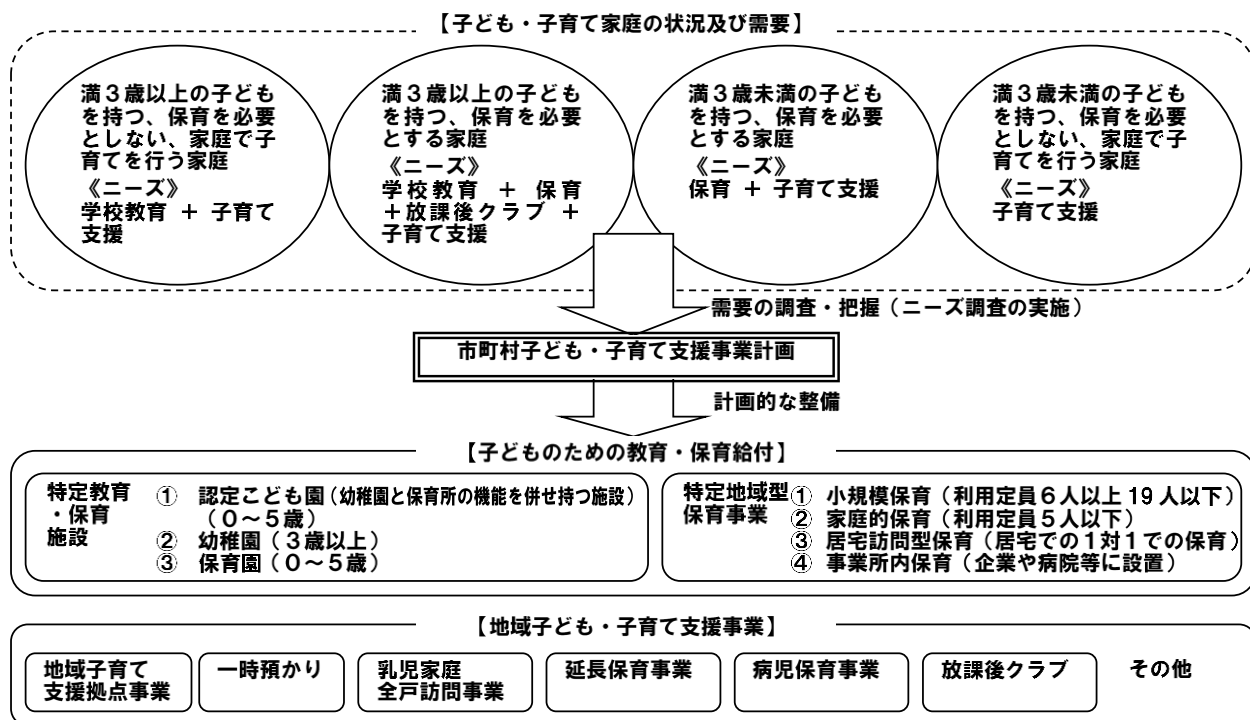
本市では、大府市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～令和元年度）に続く「第 2 期大府市子ども・子育て支援事業計画（令和 2～6 年度）」を策定し、本計画に沿った質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を展開します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：平成30年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主です。また「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条に基づき、おおむね18歳未満を対象とします。なお、一部事業については妊産婦を対象とします。

3 計画の位置付け

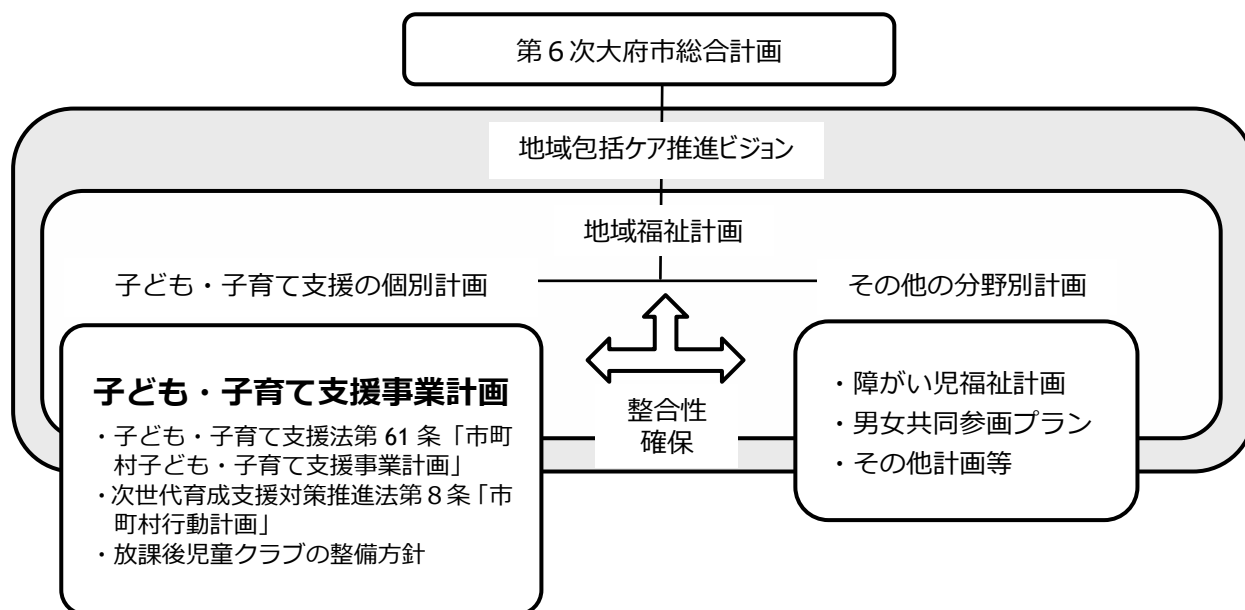
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置付けられます。

また、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』を本市として計画的に実施するために策定しました。

さらに、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブの計画的な整備の方向性を示しています。

加えて、本計画の策定にあたって、第6次大府市総合計画や地域包括ケア推進ビジョン、地域福祉計画、障がい児福祉計画などの上位・関連計画との整合性を図りながら定めています。

図表3 計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化や状況により、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

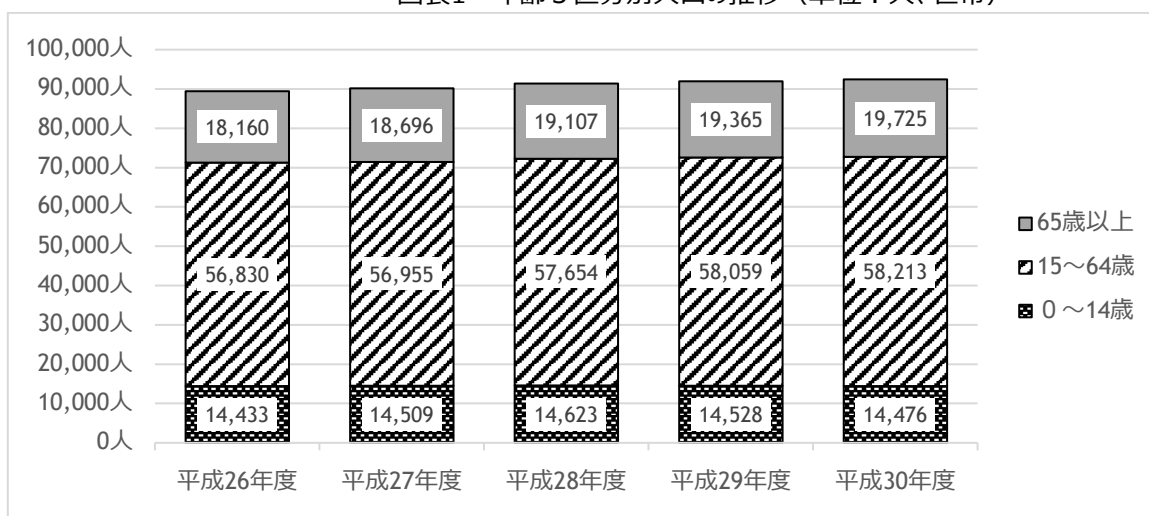
1-1 人口の推移

本市の人口は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末）現在 92,414 人となっており、平成 26 年度と比べると約 3,000 人増加しており、年々、増加傾向にあります。

年齢区分別に見ると、平成 30 年度現在、年少人口（0～14 歳）は 14,476 人（15.7%）となっており、平成 28 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

世帯数は、平成 30 年度現在 39,111 世帯となっており、平成 26 年度と比べると、2,200 世帯以上増加している一方、1 世帯当たり人員は減少傾向にあります。

図表1 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



区分	本市					県	全国
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 30 年度	平成 30 年度
0～14 歳	14,433	14,509	14,623	14,528	14,476	1,020,869	15,758,424
	16.1%	16.1%	16.0%	15.8%	15.7%	13.5%	12.4%
15～64 歳	56,830	56,955	57,654	58,059	58,213	4,687,570	76,499,828
	63.6%	63.2%	63.1%	63.1%	63.0%	62.0%	60.0%
65 歳以上	18,160	18,696	19,107	19,365	19,725	1,856,798	35,185,241
	20.3%	20.7%	20.9%	21.1%	21.3%	24.5%	27.6%
総人口	89,423	90,160	91,384	91,952	92,414	7,565,309	127,443,563
世帯数	36,827	37,299	38,052	38,608	39,111	3,300,066	58,527,117
世帯人員	2.43	2.42	2.40	2.38	2.36	2.29	2.18

資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

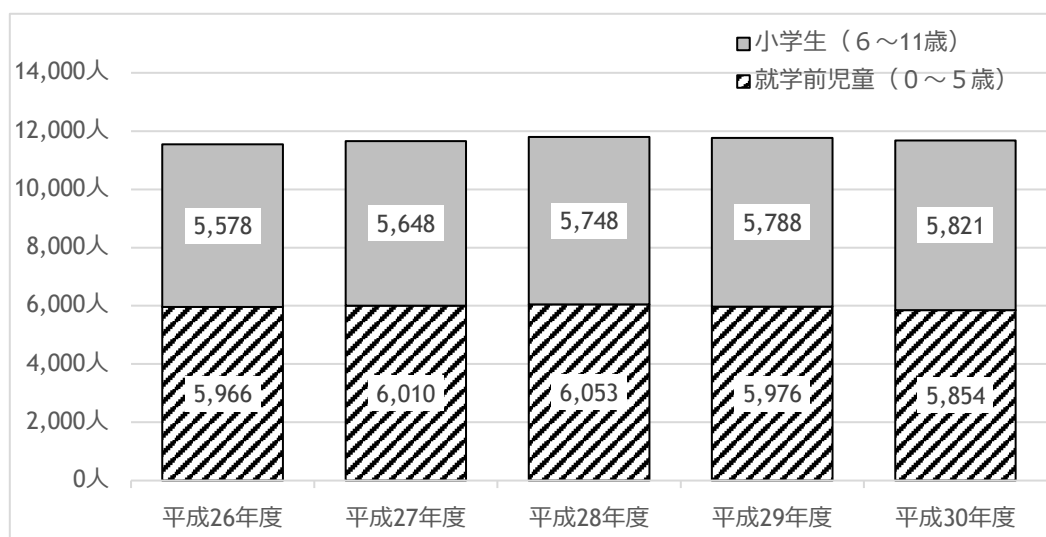
全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 31 年 1 月 1 日現在）

1-2 児童数の推移

本市の児童数（0～11歳）は、平成30年度（平成31年3月末）現在11,675人となっており、平成26年度と比べると131人増加しています。

就学前児童（0～5歳）が112人の減少、小学生（6～11歳）は243人の増加となっています。

図表2 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減（平成 26～ 30 年度）
就学前 児童	0 歳	1,013	1,035	1,010	962	922	-91
	1 歳	1,008	1,000	1,046	1,009	951	-57
	2 歳	1,006	1,018	1,003	1,031	998	-8
	3 歳	984	995	1,009	991	1,017	33
	4 歳	972	986	995	985	992	20
	5 歳	983	976	990	998	974	-9
	小計	5,966	6,010	6,053	5,976	5,854	-112
小学生	6 歳	914	978	979	970	993	79
	7 歳	962	917	979	981	969	7
	8 歳	964	957	929	981	988	24
	9 歳	909	966	970	926	971	62
	10 歳	912	914	967	972	935	23
	11 歳	917	916	924	958	965	48
	小計	5,578	5,648	5,748	5,788	5,821	243
合計		11,544	11,658	11,801	11,764	11,675	131

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

1-3 世帯構成

本市の一般世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在、35,636 世帯と増加傾向にあります。

これを世帯構成別に見ると 4 区分のうち「その他の親族世帯」、「非親族世帯」が減少する一方で、「核家族世帯」、「単独世帯」は増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦のみの世帯」をはじめ、いずれの世帯も増加しています。

ひとり親家庭は「女親と子どもから成る世帯」、「男親と子どもから成る世帯」のいずれも増加傾向が見られます。

図表3 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数※	30,605	33,456	35,636	3,059,956	53,331,797
核家族世帯	18,552	20,419	21,187	1,741,853	29,754,438
	60.6%	61.0%	59.5%	56.9%	55.8%
夫婦のみの世帯	6,117	6,829	7,028	588,692	10,718,259
	20.0%	20.4%	19.7%	19.2%	20.1%
夫婦と子どもから成る世帯	10,534	11,389	11,838	905,737	14,288,203
	34.4%	34.0%	33.2%	29.6%	26.8%
男親と子どもから成る世帯	382	397	414	38,519	702,903
	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%
女親と子どもから成る世帯	1,519	1,804	1,907	208,905	4,045,073
	5.0%	5.4%	5.4%	6.8%	7.6%
その他の親族世帯	3,121	2,839	2,751	261,214	4,560,560
	10.2%	8.5%	7.7%	8.5%	8.6%
非親族世帯	144	266	240	27,083	463,639
	0.5%	0.8%	0.7%	0.9%	0.9%
単独世帯	8,788	9,931	11,275	1,024,515	18,417,922
	28.7%	29.7%	31.6%	33.5%	34.5%

資料：国勢調査

※不詳を含む

その他の親族世帯・・・「夫婦と両親から成る世帯」や「夫婦とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」など

非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成 27 年 10 月 1 日現在、6 歳未満親族のいる一般世帯が 4,362 世帯、18 歳未満親族のいる一般世帯が 9,724 世帯となっており、一般世帯数に対する割合はいずれも減少傾向にあります。

図表4 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、%）

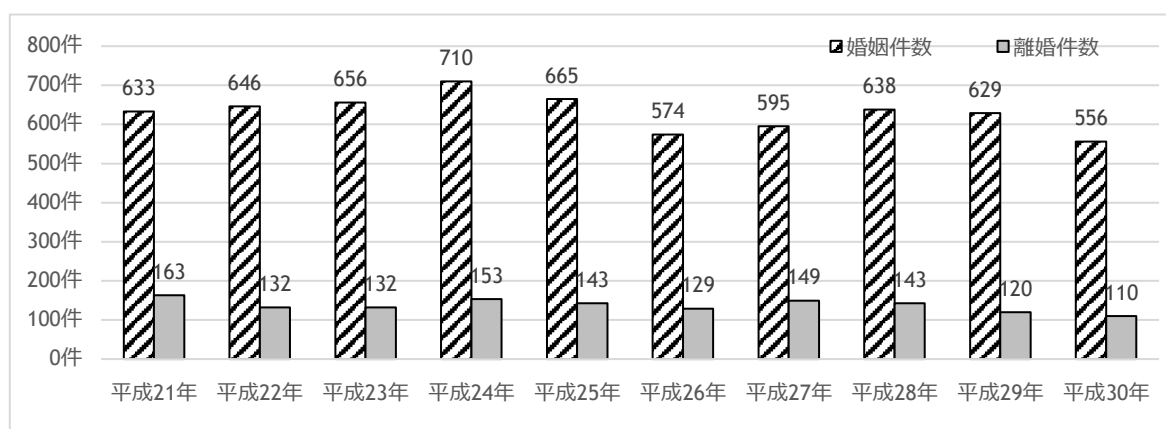
区分	本市			県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
一般世帯数	30,605	33,456	35,636	3,059,956	53,331,797
6 歳未満親族のいる一般世帯数	4,107	4,386	4,362	301,536	4,617,373
	13.4%	13.1%	12.2%	9.9%	8.7%
18 歳未満親族のいる一般世帯数	8,454	9,414	9,724	730,200	11,471,850
	27.6%	28.1%	27.3%	23.9%	21.5%

資料：国勢調査

1-4 婚姻動向

本市の婚姻件数は、平成 26 年度以降は 500 件台の後半から 600 件台の前半で増減しており、離婚件数は、平成 25 年度以降は 100 件台前半で推移しています。

図表5 婚姻動向（単位：件）



区分	本市										県	全国
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年	平成 30 年
婚姻件数	633	646	656	710	665	574	595	638	629	556	39,115	586,438
婚姻率 (人口千人当)	7.5	7.6	7.6	8.2	7.6	6.5	6.7	7.0	6.9	6.1	5.3	4.7
離婚件数	163	132	132	153	143	129	149	143	120	110	12,652	208,333
離婚率 (人口千人当)	1.9	1.5	1.5	1.8	1.6	1.5	1.7	1.6	1.3	1.2	1.73	1.68

資料：平成 21～29 年は愛知県衛生年報。平成 30 年は人口動態統計（全国は概数）

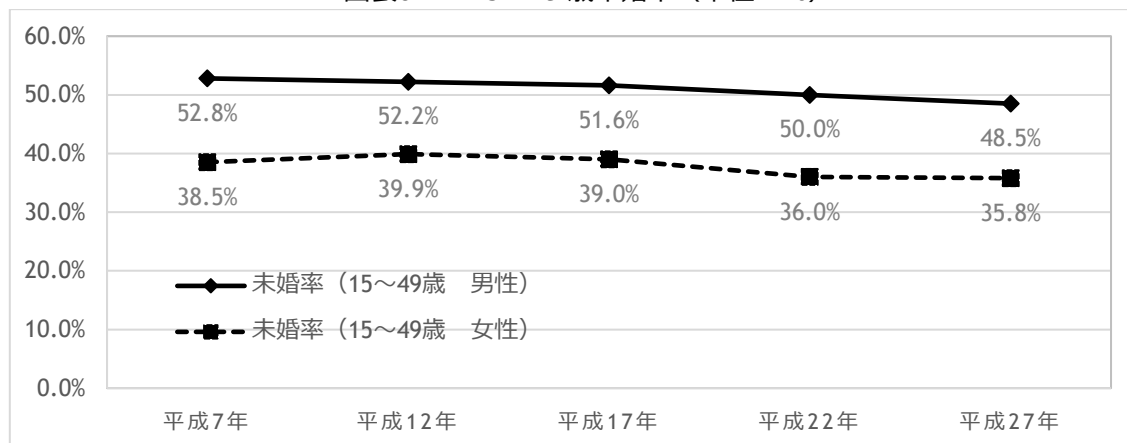
婚姻率及び離婚率は各年 10 月 1 日現在の人口で算出

1-5 未婚率

本市の 15～49 歳の未婚率は、平成 27 年 10 月 1 日現在、男性 48.5%、女性 35.8%となっています。

男女ともに、平成 17 年と平成 27 年の未婚率を年齢階級別で比較して、20 代後半から 30 歳代前半までは減少傾向にある一方、40 歳代後半で男性は 2 割超（21.2%）、女性は 1 割超（12.1%）が未婚という状況であり、35 歳以降の未婚率が高くなっています。

図表6 15～49 歳未婚率（単位：％）



資料：国勢調査

図表7 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成 17 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 27 年	平成 27 年		平成 27 年	
15～19 歳	99.6%	97.5%	99.3%	98.2%	98.6%	98.7%	98.6%	98.6%
20～24	93.7%	93.4%	87.9%	88.3%	92.3%	89.1%	90.5%	88.0%
25～29	72.5%	68.5%	50.0%	47.6%	70.1%	56.1%	68.3%	58.8%
30～34	42.0%	37.9%	23.5%	22.3%	44.8%	29.4%	44.7%	33.6%
35～39	26.8%	28.7%	12.9%	15.5%	33.5%	20.1%	33.7%	23.3%
40～44	21.4%	24.6%	8.5%	13.8%	28.8%	16.0%	29.0%	19.0%
45～49	18.8%	21.2%	5.7%	12.1%	24.4%	13.1%	25.1%	15.9%
合計	51.6%	48.5%	39.0%	35.8%	51.7%	41.0%	51.2%	42.9%

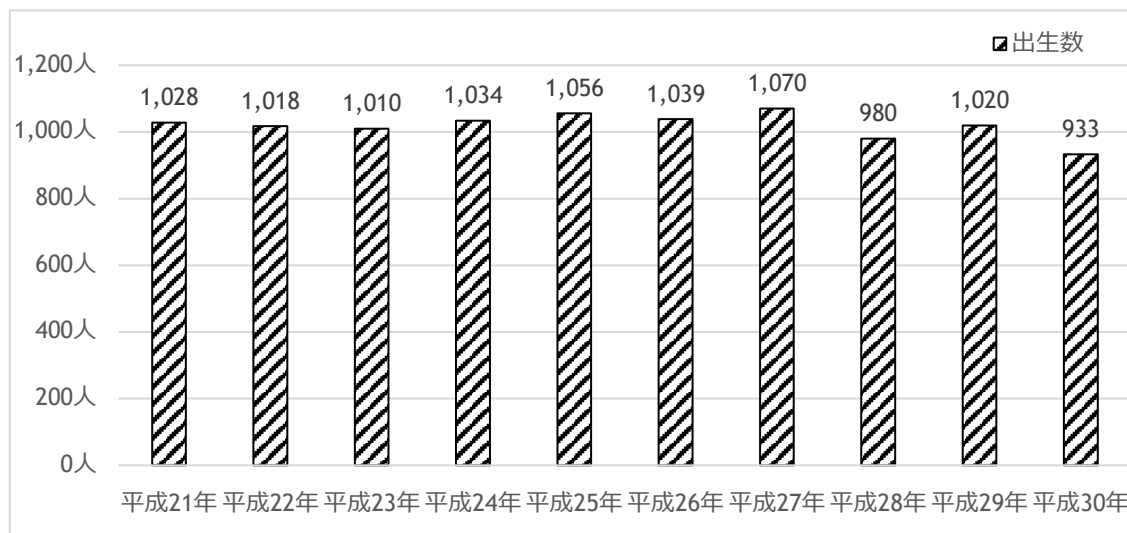
資料：国勢調査

1-6 出生数及び出生率

本市の出生数は、平成 30 年の出生数が 933 人で、減少傾向にあります。

また、人口千人当たりの出生率についても、平成 30 年が 10.2 人となっており、減少傾向にあります。県平均や全国平均を上回る水準となっています。

図表8 過去 10 年の出生数（単位：人）



資料：人口動態統計

図表9 出生率（人口千人当たり 単位：人）

区分	本市										県	全国
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年	平成 30 年
出生率	12.0	12.2	11.7	11.5	12.0	11.8	12.0	10.8	11.2	10.2	8.4	7.4

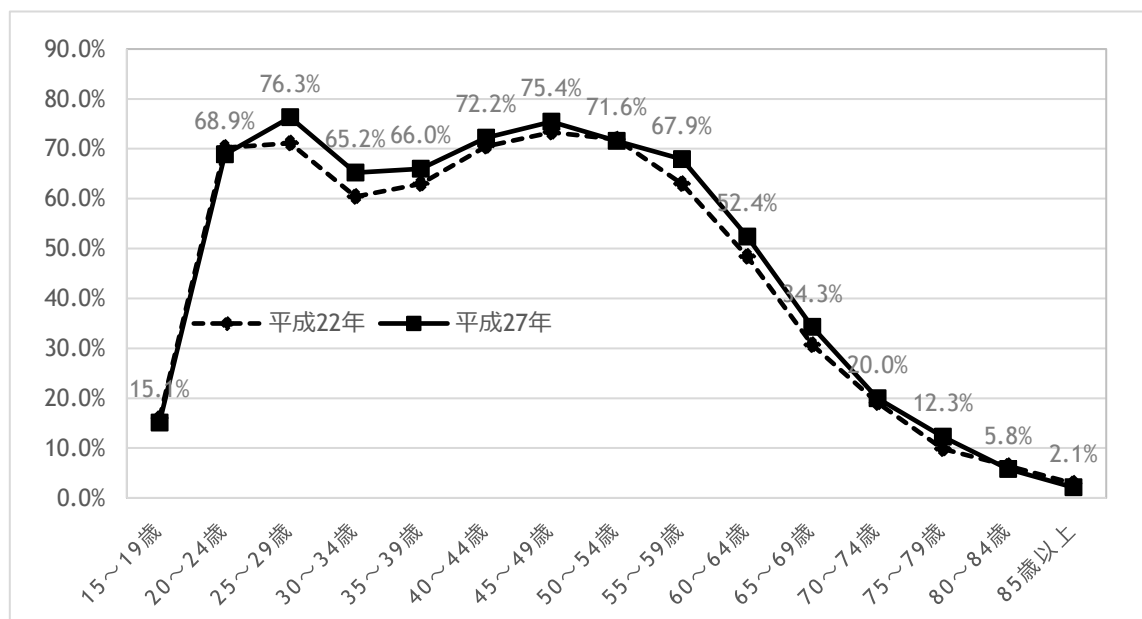
資料：平成 21～29 年は愛知県衛生年報。平成 30 年は人口動態統計（全国は概数）

1-7 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成27年は、平成22年と比べてM字の谷の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成22年には20歳代前半から後半にかけて横ばいとなっていたが、平成27年では上昇しているなど、晩婚化の影響があると推測されます。

図表10 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

1-8 多胎児出生数の推移

多胎児の分娩件数は、平成30年度14件となっており、平成26年度と比べて4件減少しています。

分娩件数全体に占める多胎児分娩の割合は、平成30年度1.42となっており、平成26年度と比べて0.19ポイント減少しています。

図表11 多胎児分娩件数の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減（平成26～30年度）
母子手帳交付件数のうち、多胎児分娩件数（件）	18	13	10	12	14	-4
市全体の母子手帳発行数（件）	1,118	1,088	1,070	1,010	980	-138
多胎児分娩の割合（％）	1.61	1.19	0.93	1.18	1.42	-0.19

資料：健康増進課

1-9 外国人の子どもの数の推移

外国人の子どもの数（18歳以下）は、平成30年度（平成31年3月末）現在333人となっています。平成26年から比べると89人増加しています。

図表12 外国人の子どもの数の推移（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減（平成26～30年度）
外国人の子どもの数	244	271	295	308	333	89

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

1-10 発達が気になる子どもの数の推移

発達が気になる子どもの数（障害児通所支援受給者数）は、平成30年度（平成31年3月末）現在238人となっています。平成26年度と比べると125人と大きく増加しています。保護者の障がいの特性への理解、医療技術の進歩等、さまざまな要因が考えられます。

図表13 障害児通所支援受給者数の推移（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減（平成26～30年度）
受給者数	113	113	155	182	238	125

資料：子育て支援課（各年度3月末現在）

1-11 不登校児童生徒数の推移

不登校の児童及び生徒の数は、平成30年度（平成31年3月末）現在児童数が42人、生徒数が132人となっています。児童数は19人、生徒数は33人と、平成26年度と比べていずれも増加している状況です。

図表14 不登校児童生徒数の推移（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減（平成26～30年度）
児童数（小学生）	23	31	33	33	42	19
生徒数（中学生）	99	99	103	127	132	33
合計	122	130	136	160	174	52

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

2 教育・保育施設の状況

2-1 認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・認可外保育施設

本市には、令和 2 年 4 月 1 日現在で公立保育所が 12 園、私立保育所が 11 園、小規模保育事業が 4 園、認定こども園が 3 園、計 30 園設置されています。

公立及び私立の保育所の在園児数は平成 31 年 4 月 1 日現在の合計で 2,369 人となっています。

図表15 認可保育所・小規模保育事業・認定こども園の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	名称	定員	保育対象	保育時間（延長保育含む）	
				平日	土曜日
認可保育所					
公立	大府保育園	320	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	桃山保育園	135	生後 4 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	柊山保育園	220	生後 8 週～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	横根保育園	135	生後 4 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	北崎保育園	116	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	追分保育園	150	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	荒池保育園	236	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	共長保育園	130	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	長草保育園	105	生後 8 週～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	吉田保育園	140	1 歳児～就学前	午前 7 時 ～午後 6 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	米田保育園	125	生後 4 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時
	若宮保育園	229	生後 6 か月～就学前	午前 7 時 ～午後 7 時	午前 7 時 ～午後 3 時



荒池保育園新園舎

区分	名称	定員	保育対象	保育時間（延長保育含む）	
				平日	土曜日
認可保育所					
私立	共和保育園	180	生後４か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	アスク共和東保育園	205	生後４か月～就学前	午前７時 ～午後８時	午前７時 ～午後８時
	大府大和キッズ保育園	60	生後６か月～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	大府大和明成保育園	135	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	大府大和共栄保育園	135	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	石ヶ瀬保育園	90	生後８週～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後６時
	そびあ保育園大府 もりおか	23	生後４か月～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	東山ガーデニア保育園（※）	132	生後３か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	かんだ保育園（※）	120	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	ビオーズよこね保育園（※）	131	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	そびあ保育園共和 西（※）	36	生後４か月～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
小規模保育事業					
私立	そびあ保育園おいわけ	19	生後４か月～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	保育園 COZY 大府 駅南（※）	19	１歳児～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	はな保育室きょうわ 駅前（※）	19	生後６か月～２歳児	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後５時
	保育園さくらんぼ	19	生後４か月～２歳児	午前７時 30 分 ～午後７時	午前９時 ～午後３時
認定こども園					
私立	認定こども園ジニアス幼稚園	321	１歳児～就学前	午前７時 30 分 ～午後６時	－
	大東くちなしの花保育園	132	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時
	パレットこども園（※）	309	生後６か月～就学前	午前７時 ～午後７時	午前７時 ～午後３時

資料：保育課 ※…令和2年4月1日開所予定（パレットこども園：パレット幼稚園と大府西こどもの城保育園の統合）

認可保育所の在園児数は、平成 27 年度の 1,953 人から、令和元年度には 2,369 人に増加しています。

図表16 認可保育所在園児数の推移（単位：人、所）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成 27 ～令和元年度）
保育所数		16	16	16	16	20	4
在園児数	0 歳	119	124	137	133	164	45
	1 歳	190	201	225	238	312	122
	2 歳	271	275	294	303	379	108
	0～2 歳 計	580	600	656	674	855	275
	3 歳	429	442	447	442	521	92
	4 歳	463	493	497	475	490	27
	5 歳	481	476	497	505	503	22
	3～5 歳 計	1,373	1,411	1,441	1,422	1,514	141
	合計	1,953	2,011	2,097	2,096	2,369	416
定員		2,270	2,270	2,315	2,375	2,944	674
在園児数／定員		86.0%	88.6%	90.6%	88.3%	80.5%	

資料：保育課（平成 27～30 年度は年度末現在。令和元年度は 4 月 1 日現在入所決定者数）

本市では、平成 29 年度から小規模保育事業所が、平成 30 年度からは認定こども園が設置されています。

小規模保育事業所の平成 31 年 4 月 1 日現在の在園児数は合計で 39 人、認定こども園の同日現在の在園児数は合計で 354 人となっています。

図表17 小規模保育事業所在園児数の推移（単位：人、所）

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成 29 ～令和元年度）
保育所数		1	1	2	1
在園児数	0 歳	3	3	6	3
	1 歳	6	6	15	9
	2 歳	10	10	18	8
	合計	19	19	39	20
定員		19	19	41	22
在園児数／定員		100.0%	100.0%	95.1%	

資料：保育課（平成 29・30 年度は年度末現在。令和元年度は、4 月 1 日現在入所決定者数）

図表18 認定こども園在園児数の推移（単位：人、所）

区分		平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成 30 ～令和元年度）
保育所数		1	2	1
在園児数	0 歳	0	6	6
	1 歳	4	24	20
	2 歳	16	33	17
	0～2 歳（3 号）計	20	63	43
	3 歳	16	27	11
	4 歳	4	20	16
	5 歳	11	5	-6
	3～5 歳（2 号）計	31	52	21
	3 歳	94	74	-20
	4 歳	72	90	18
	5 歳	85	75	-10
	3～5 歳（1 号）計	251	239	-12
	合計	302	354	52
定員		321	453	132
在園児数／定員		94.1%	78.1%	

資料：保育課（平成 30 年度は年度末現在。令和元年度は、4 月 1 日現在入所決定者数）

市内には認可外保育施設が 12 園あり、平成 31 年 4 月 1 日現在の在園児数は合計で 115 人となっています。また、企業主導型保育事業所が 1 園あり、同日現在の在園児数は 54 人となっています。

図表19 認可外保育施設の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

名称	所在地	定員	在園児数	大府市認定 保育室
つぐみ託児所	共和町二丁目	20	10	○
大府ぼっぼ乳児保育所	桃山町二丁目	15	8	○
そびあ保育園共和（※1）	東新町一丁目	35	15	○
託児所根っ子クラブ	中央町七丁目	29	9	○
都市型保育園ポポラー愛知 リソラ大府園	柊山町一丁目	54	30	○
キッズハウス ひなたぼっこ	北山町一丁目	15	10	○
キッズハウス ひなたぼっこ smile	共栄町七丁目	16	5	○
COZY KIDS LAND（※2）	柊山町二丁目	30	19	○
国立長寿医療研究センター バンビ保育所	森岡町七丁目	31	22	－
共和病院院内保育所 たんぼぼ	梶田町二丁目	30	10	－
あいち小児保健医療総合センター マロンのおうち	森岡町七丁目	21	4	－
院内保育所トコトコ	北崎町五丁目	33	7	－
合計		264	115	

資料：保育課 ※1…令和 2 年 4 月より認可保育所へ移行予定

※2…令和 2 年 4 月より小規模保育事業へ移行予定

図表20 企業主導型保育事業所の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

名称	所在地	定員	在園児数
なごころ保育園大府	森岡町六丁目	100	54
合計		100	54

資料：保育課

2-2 幼稚園

本市には、私立幼稚園が3園設置されており、令和元年5月1日現在の在園児数は合計で932人となっています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、時間、日数を独自に設定しています。

図表21 幼稚園の状況（令和元年5月1日現在）（単位：人）

名称	所在地	在園児数
至学館大学附属幼稚園	横根町名高山 55	295
大府西パレット幼稚園（※）	長草町前新切 9-1	322
大府大和幼稚園	横根町平地 288	315
合計		932

資料：学校基本調査 ※令和2年4月にパレットこども園へ移行予定

図表22 幼稚園の在園児数（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成 27～令和元 年度）
在園児数	1,339	1,339	1,295	967	932	-407

資料：学校基本調査

2-3 小学校

本市には、小学校が9校設置されており、令和元年5月1日現在の児童数は5,706人となっています。平成27年度と比べると45人、増加しています。

図表23 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成 27 ～令和元年度）
学校数	9	9	9	9	9	0
学級数	199	194	193	205	209	10
児童数合計	5,661	5,546	5,470	5,681	5,706	45
1年生	969	963	905	950	968	-1
2年生	960	897	941	966	950	-10
3年生	916	940	944	961	973	57
4年生	952	945	900	915	953	1
5年生	949	903	892	951	918	-31
6年生	915	898	888	938	944	29

資料：学校基本調査

2-4 児童センター

本市には、児童（老人福祉）センター等を9館設置しています。児童（老人福祉）センター等では0歳から18歳までのすべての児童を対象に、遊びを通じた健全育成を目的として活動しています。利用者数はセンターごとにばらつきがあり、石ヶ瀬、大府、共和西の順になっています。

図表24 児童センター等の利用状況（平成30年度）（単位：人、％）

名称	総数	幼児	小学生	中高生	大人
大府児童老人福祉センター	58,826	7,630	7,178	861	43,157
共長児童センター	29,354	6,181	13,140	1,083	8,950
北山児童老人福祉センター	30,460	4,952	10,437	787	14,284
吉田児童老人福祉センター	21,501	2,930	7,143	435	10,993
神田児童老人福祉センター	27,510	5,785	7,294	973	13,458
石ヶ瀬児童老人福祉センター	70,714	9,756	23,819	3,687	33,452
東山児童老人福祉センター	45,108	8,283	7,884	1,002	27,939
共和西児童老人福祉センター	55,221	12,413	20,465	714	21,629
神田児童老人福祉センター北崎分館	28,898	2,140	4,256	207	22,295
合計	367,592	60,070	101,616	9,749	196,157
構成比	100.0%	16.3%	27.6%	2.7%	53.4%

資料：子育て支援課



子どもクラブ（卓球）の様子

2-5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後や土曜日や夏休み等の長期休業中に、学校や児童老人福祉センター等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

本市では、公立が9クラブ、民間が3クラブ整備されており、国の配置基準を遵守し、定員を設けず、希望者を受け入れています。利用時間は、下校時から午後7時（一部、午後8時）までで、定められた手数料を徴収します。日曜日、祝日、年末年始は閉所日となっています。利用児童数については増加傾向にあり、特に、大府・共和西・共長の3クラブの利用児童数が大きく伸びています。

図表25 放課後児童クラブ利用児童数（各年4月1日現在）（単位：人）

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	増減（平成27～ 令和元年度）
大府放課後クラブ	129	149	158	173	177	48
大東放課後クラブ	96	93	96	105	124	28
神田放課後クラブ	64	61	58	82	86	22
北山放課後クラブ	136	141	139	151	174	38
東山放課後クラブ	101	95	83	87	112	11
共和西放課後クラブ	135	168	207	194	203	68
共長放課後クラブ	162	185	178	191	197	35
吉田放課後クラブ	92	105	99	101	113	21
石ヶ瀬放課後クラブ	191	187	209	214	235	44
どろんこクラブ（※）	18	27	27	24	21	3
神田わんぱくクラブ（※）	15	15	18	19	21	6
ネットワーク大府キッズクラブ （※）	40	40	42	43	45	5
合計	1,179	1,266	1,314	1,384	1,508	329

資料：学校教育課 ※…民間

2-6 子どもステーション

子どもステーションは、家庭で子育てをしている保護者の中核的な子育て支援拠点であり、子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。また、小学生を対象とした少年少女発明クラブを設置しています。

図表26 子どもステーションの利用状況（単位：人）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター	利用者数	54,487	44,215	43,079	38,224	40,813
ファミリー・サポート・センター	会員数	1,178	1,178	1,230	1,258	1,262
	利用者数	4,851	4,850	4,349	3,838	3,527
少年少女発明クラブ	会員数	143	146	147	150	151
	利用者数	3,237	3,859	3,646	3,541	3,399

資料：子育て支援課



交流会（子どもステーション）の様子

2-7 児童の発達等に対する支援

本市は、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある児童に対して、2か所の児童発達支援センター（大府市発達支援センターおひさま・大府市発達支援センターみのり）を通じた日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等をはじめ、次のような支援を行っています。

- 発達支援センターおひさまにおける母子通園、単独通園及び早期療育事業
- 発達支援センターみのりにおける集団療育、個別リハビリの実施
- 医療的ケア児への支援（医療的ケア児コーディネーターの設置）
- 子どもステーションにおける親子育成支援事業（ジョイジョイ）の実施
- 公立保育所等での障がい児の受け入れ
- 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ
- 小中学校でのスクールライフサポーター、通常学級特別支援員、特別支援学級補助員の配置

図表27 発達支援センターおひさまの利用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員	30	30	30	30	30
実人員	33	33	33	33	32

資料：子育て支援課 ※実人員は契約人数

図表28 発達支援センターみのりの利用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員	－	－	－	－	12
実人員	－	－	－	－	16

資料：子育て支援課 ※実人員は契約人数 ※平成 30 年 10 月 1 日開所



発達支援センターみのり

3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

3-1 ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「大府市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学校就学児童の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により実施しました。

図表29 ニーズ調査の概要【実施時期：平成 30 年 11 月】

対象	調査の内容	対象数	配布・回収方法
① 就学前児童の保護者	教育・保育や子育て支援に関する利用意向等を把握することを目的に、国から示された調査票のひな形の内容を基礎としています。 ① お住まいの地域 ② お子さんご家族の状況 ③ お子さんをめぐる環境 ④ 保護者の働いている状況 ⑤ 平日の幼稚園や保育所などの定期的な利用 ⑥ 地域の子育て支援サービスの利用 ⑦ 休日等における幼稚園や保育所などの利用 ⑧ お子さんの病気の際の対応 ⑨ お子さんの不定期な一時預かり ⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪ 両立支援制度 ⑫ 地域における子育ての環境や支援への満足度 ⑬ 自由意見	800 (抽出)	郵送による配布・回収
② 小学校就学児童の保護者	小学校就学児童が対象に含まれる事業（放課後児童クラブ、病児保育、一時預かり）の利用意向等を把握することを目的に、次の内容となります。 ① お住まいの地域 ② お子さんご家族の状況 ③ お子さんをめぐる環境 ④ 保護者の就労状況 ⑤ 放課後児童クラブの利用 ⑥ お子さんの病気の際の対応や不定期な一時預かり ⑦ 地域における子育ての環境や支援への満足度 ⑧ 自由意見	800 (抽出)	郵送による配布・回収

調査の結果、有効回収率は①就学前児童の保護者で 62.6%、②小学生の保護者で 66.8%となっています。

図表30 ニーズ調査の回収結果

区分	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童の保護者	800	501	501	62.6%
②小学校就学児童の保護者	800	534	534	66.8%
合計	1,600	1,035	1,035	64.7%

3-2 主な調査結果と今後の課題

前回調査（平成 25 年度）の結果と比較した、今回調査（平成 30 年度）の主な結果と、そこから見られる課題については以下のとおりです。

- ①一時預かり等の子育て支援を必要とする家庭が増加しており、未就園児の約半数が一時預かりの利用意向あり
- ②就労している母親の増加に伴う保育需要の拡大が予想され、3 歳以上のときに利用したいのは、「認可保育園」が約 5 割、「幼稚園」が約 4 割、前回調査と比べて「幼稚園 + 幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」との回答が増加
- ③フルタイム就労の増加に伴う「放課後児童クラブ（放課後クラブ）」の需要増と延長保育等の希望増
- ④本市の子育ての環境や支援への満足度について
- ⑤父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が約 3 割
- ⑥お子さんが 1 歳になったときに預けられるサービスが必ず利用できれば、「1 歳になるまで育児休業を取得したい」という母親が 9 割近く

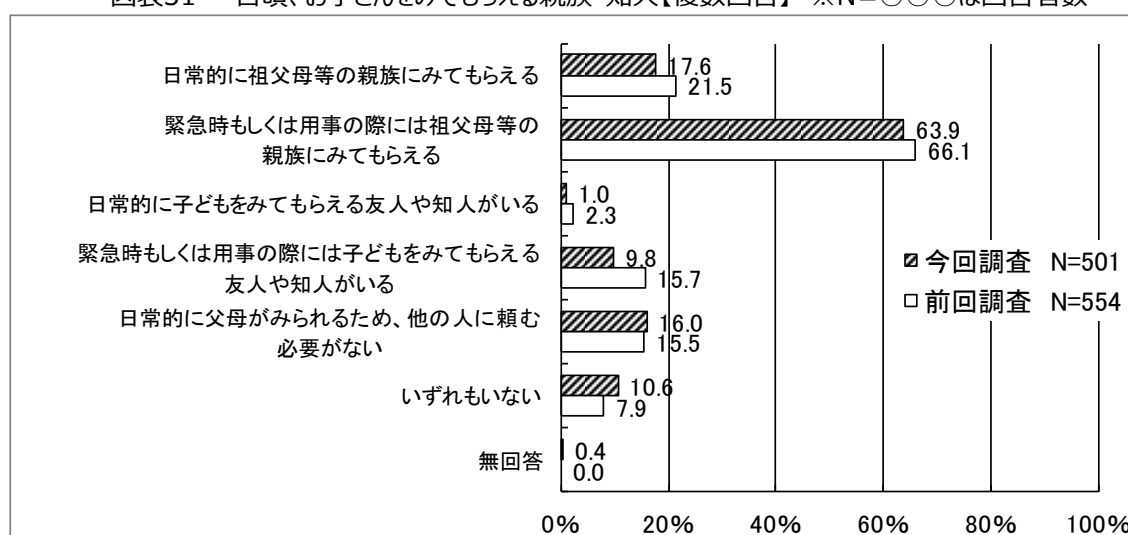
【子育ての状況や子育て支援に対する要望等】

① - 1 一時預かり等の子育て支援を必要とする家庭の増加

《就学前児童の保護者調査》

- ・ 日頃、お子さんの面倒をみてもらえる人が「いずれもない」という方が就学前児童の保護者の 1 割を超えています。

図表31 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人【複数回答】 ※N=〇〇〇は回答者数

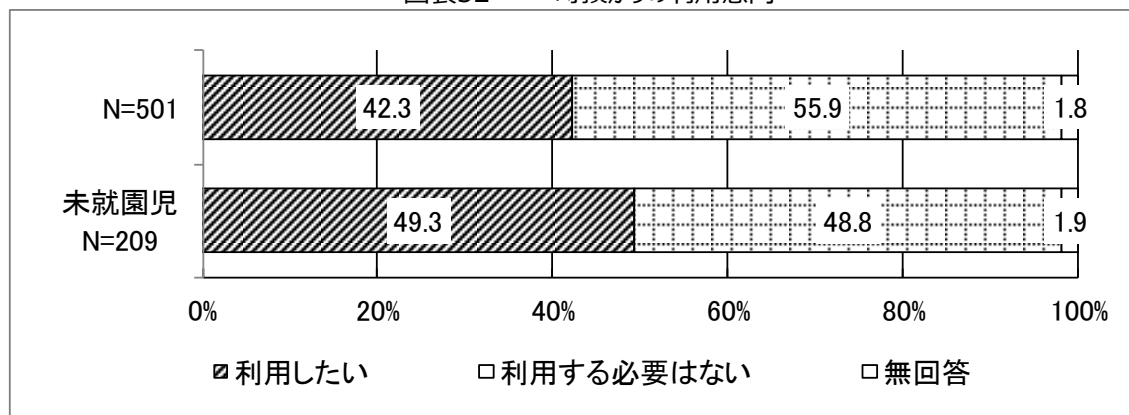


①－２ 未就園児の約半数が一時預かりの利用意向あり

《就学前児童の保護者調査》

- ・ 保育園などでの一時預かりについて、未就園児の約半数（４９．３％）が「利用したい」と回答しています。

図表32 一時預かりの利用意向

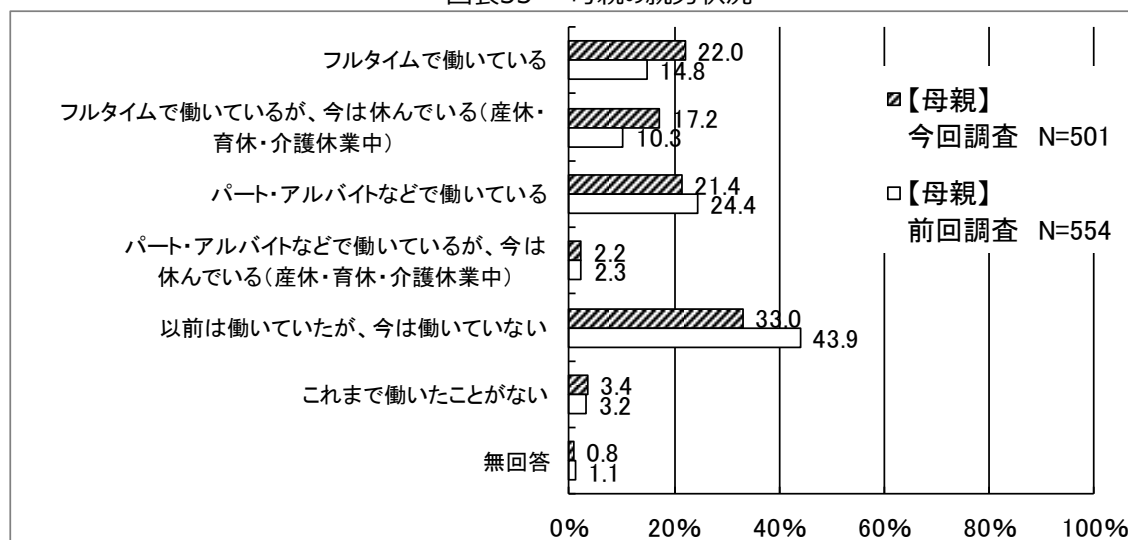


②－１ 就労している母親の増加に伴う保育需要の拡大

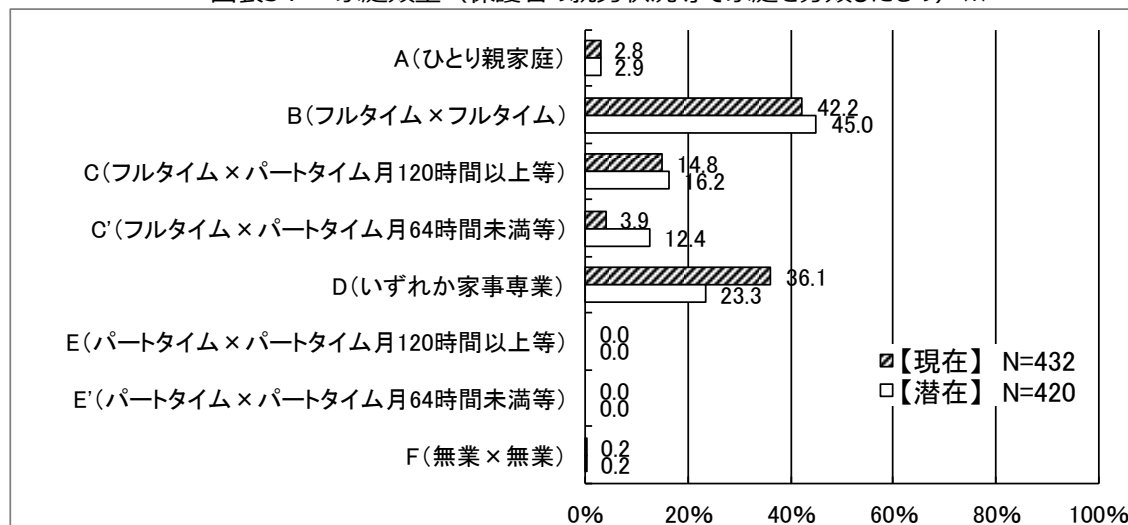
《就学前児童の保護者調査》

- ・ 前回調査と比べて、働いていない母親の割合が減少し、フルタイムで働いている方の割合が増加しています。
【現在】の家庭類型（保護者の就労状況等で家庭を分類したもの）は、両親ともにフルタイムという家庭が就学前全体の約４割（４２．２％）、０歳家庭では約５割（５０．３％）を占めています。

図表33 母親の就労状況



図表34 家庭類型（保護者の就労状況等で家庭を分類したもの）※



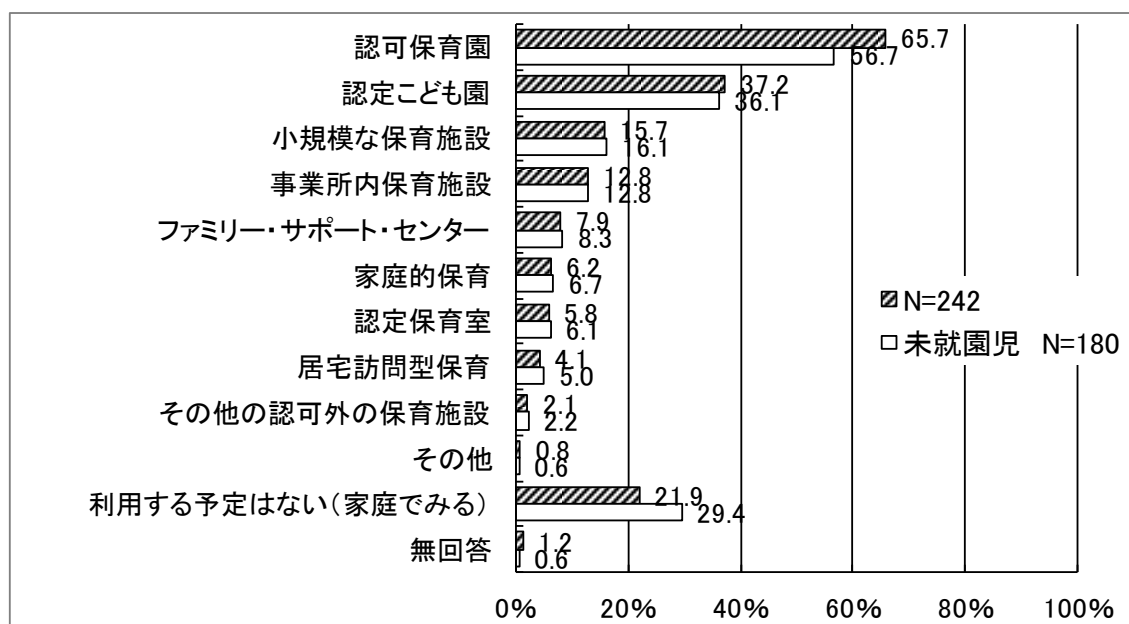
※【潜在】とは、パートタイムの方のフルタイムへの転換希望や、家事専業の方の就労希望等を反映したもの

②－２ ３歳以上のときに利用したいのは、「認可保育園」が約５割、「幼稚園」が約４割、前回調査と比べて「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」との回答が増加

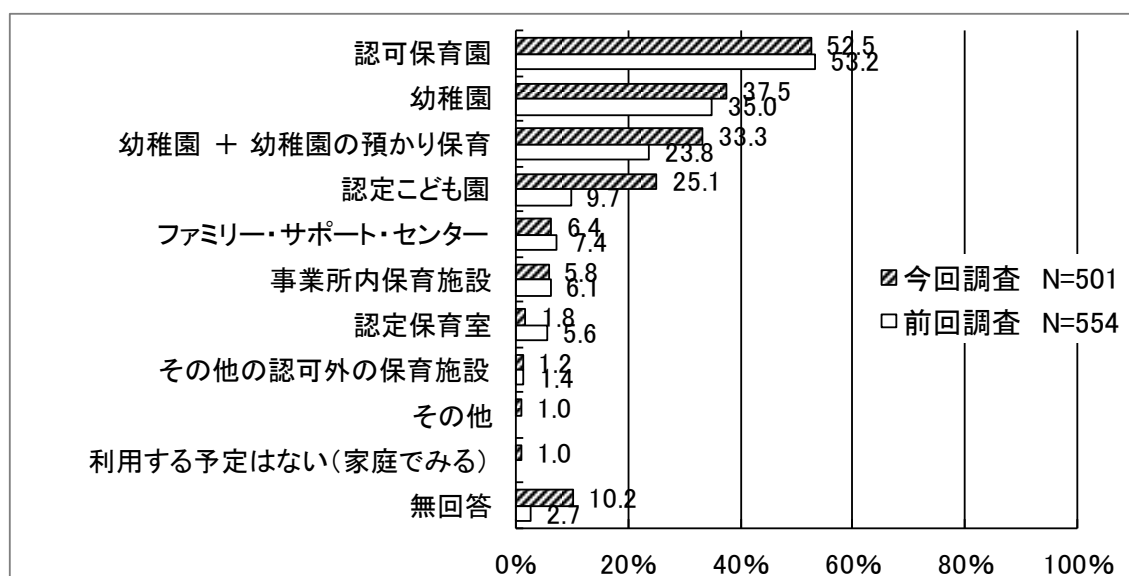
《就学前児童の保護者調査》

- お子さんが０～２歳のときに利用したい教育・保育施設等は、「認可保育園」が６割以上（６５．７％）となっており、次いで「認定こども園」が約４割（３７．２％）と続いており、「利用する予定はない（家庭でみる）」という家庭は約２割（２１．９％）という状況です。
- お子さんが３歳以上のときに利用したい教育・保育施設等は、「認可保育園」が約５割（５２．５％）と最も高く、次いで「幼稚園」が約４割（３７．５％）と続いており、前回調査と比べて「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」との回答が増加しています。

図表35 お子さんが０～２歳のときに利用したい教育・保育施設等【複数回答】



図表36 お子さんが３歳以上のときに利用したい教育・保育施設等【複数回答】

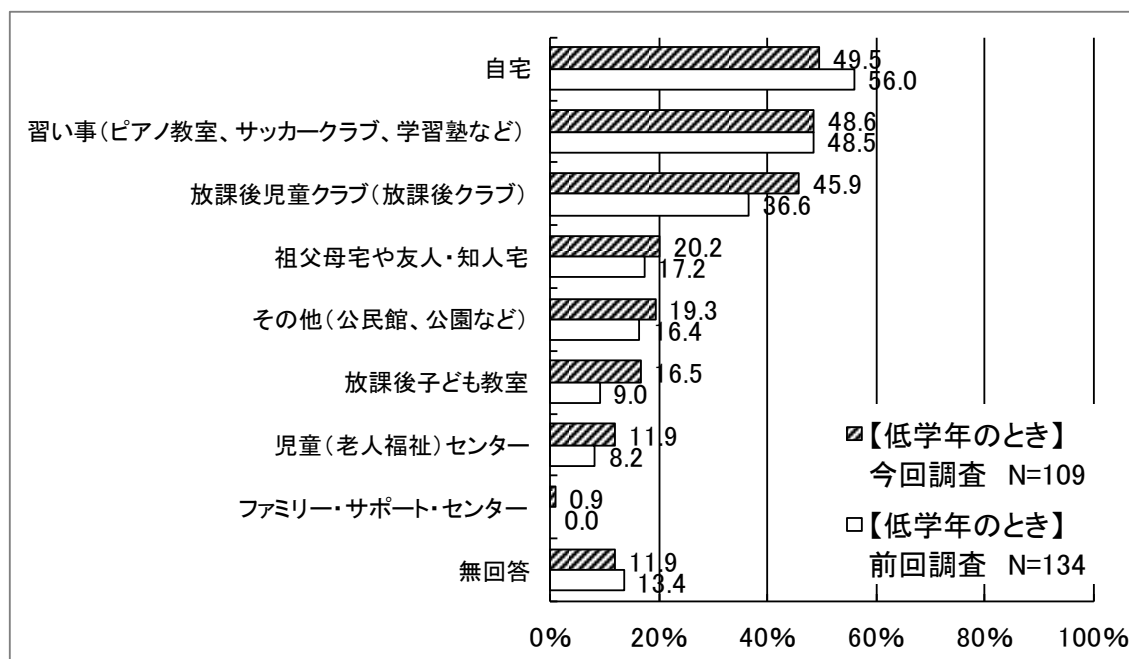


③ フルタイム就労の増加に伴う「放課後児童クラブ（放課後クラブ）」の需要増と延長保育等の希望増

《就学前児童の保護者調査》

- ・ 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について、小学校低学年（１～３年生）の間は、前回調査と比べると、「自宅」が減少し、「放課後児童クラブ（放課後クラブ）」が増加しており、フルタイム就労の増加に伴う需要増への対応が求められます。

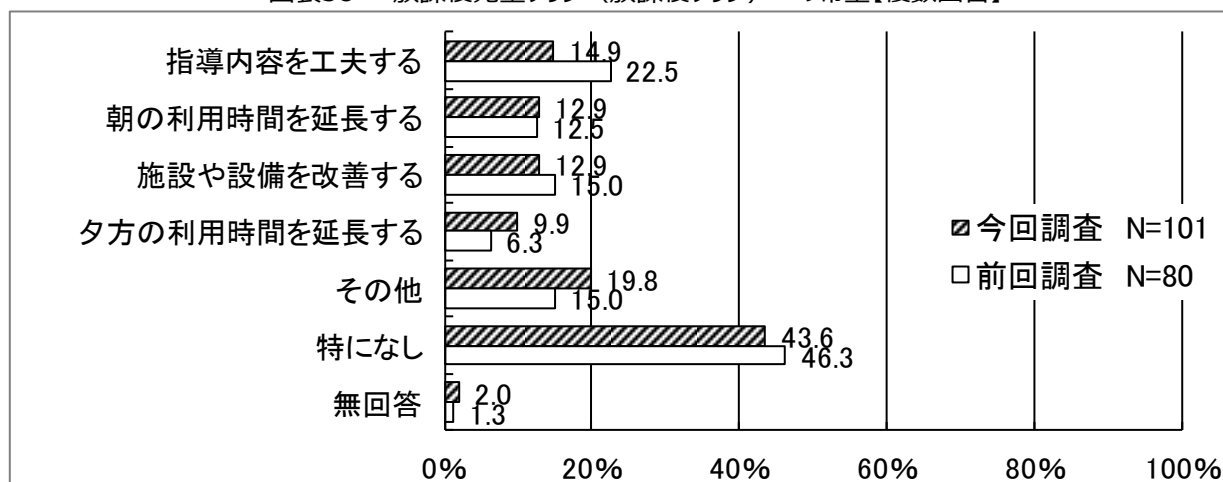
図表37 就学後の放課後の過ごし方の意向【複数回答】



《小学生の保護者調査》

- ・ 現在放課後児童クラブ（放課後クラブ）を利用している方に、希望を聞いたところ、前回調査と比べて「指導内容を工夫する」が減少している一方、「夕方の利用時間を延長する」や「その他（主な内容：宿題指導、長期休みの給食・宅配弁当の提供、料金等）」が増加しています。

図表38 放課後児童クラブ（放課後クラブ）への希望【複数回答】

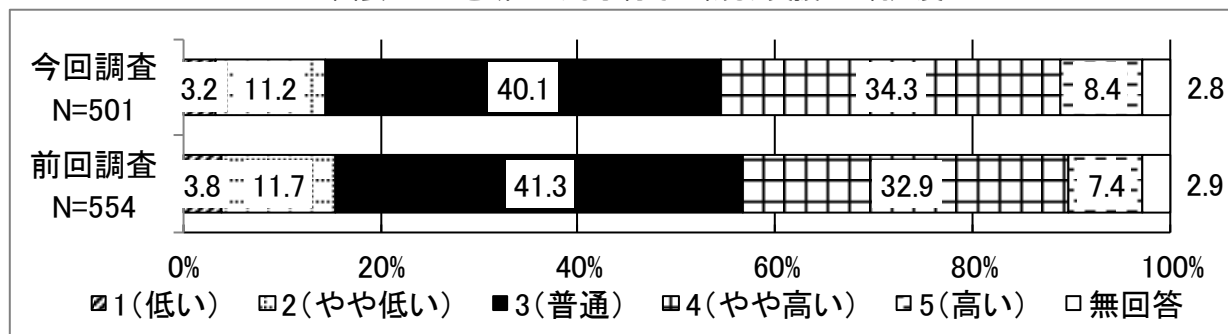


④ 本市の子育ての環境や支援への満足度について

《就学前児童の保護者調査》

- 地域における子育ての環境や支援への満足度について、肯定的な評価（「4（やや高い）」と「5（高い）」）は約4割（42.7%）となっており、否定的な評価（「1（低い）」と「2（やや低い）」）を大幅に上回っています。

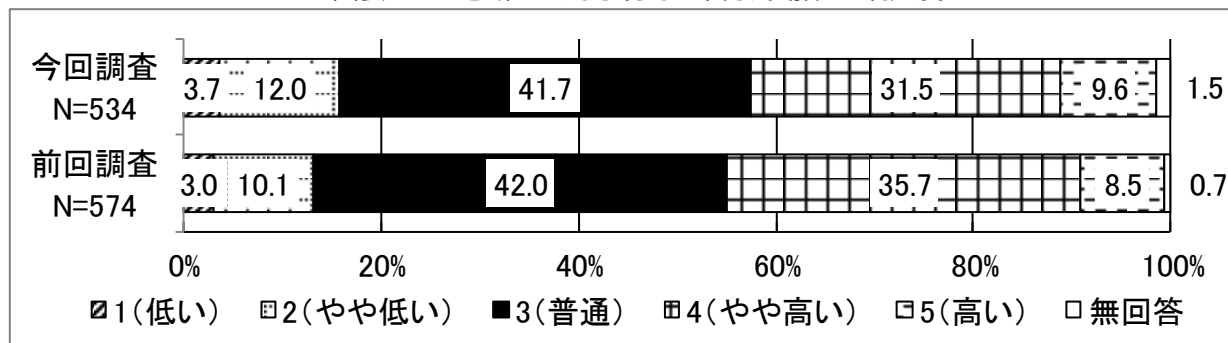
図表39 地域における子育ての環境や支援への満足度



《小学生の保護者調査》

- 地域における子育ての環境や支援への満足度について、肯定的な評価（「4（やや高い）」と「5（高い）」）は約4割（41.1%）と、否定的な評価（「1（低い）」と「2（やや低い）」）を大幅に上回っています。

図表40 地域における子育ての環境や支援への満足度



【育児休業の状況】

⑤－１ 育児休業取得率は母親 82.0%、父親 3.8%

《就学前児童の保護者調査》

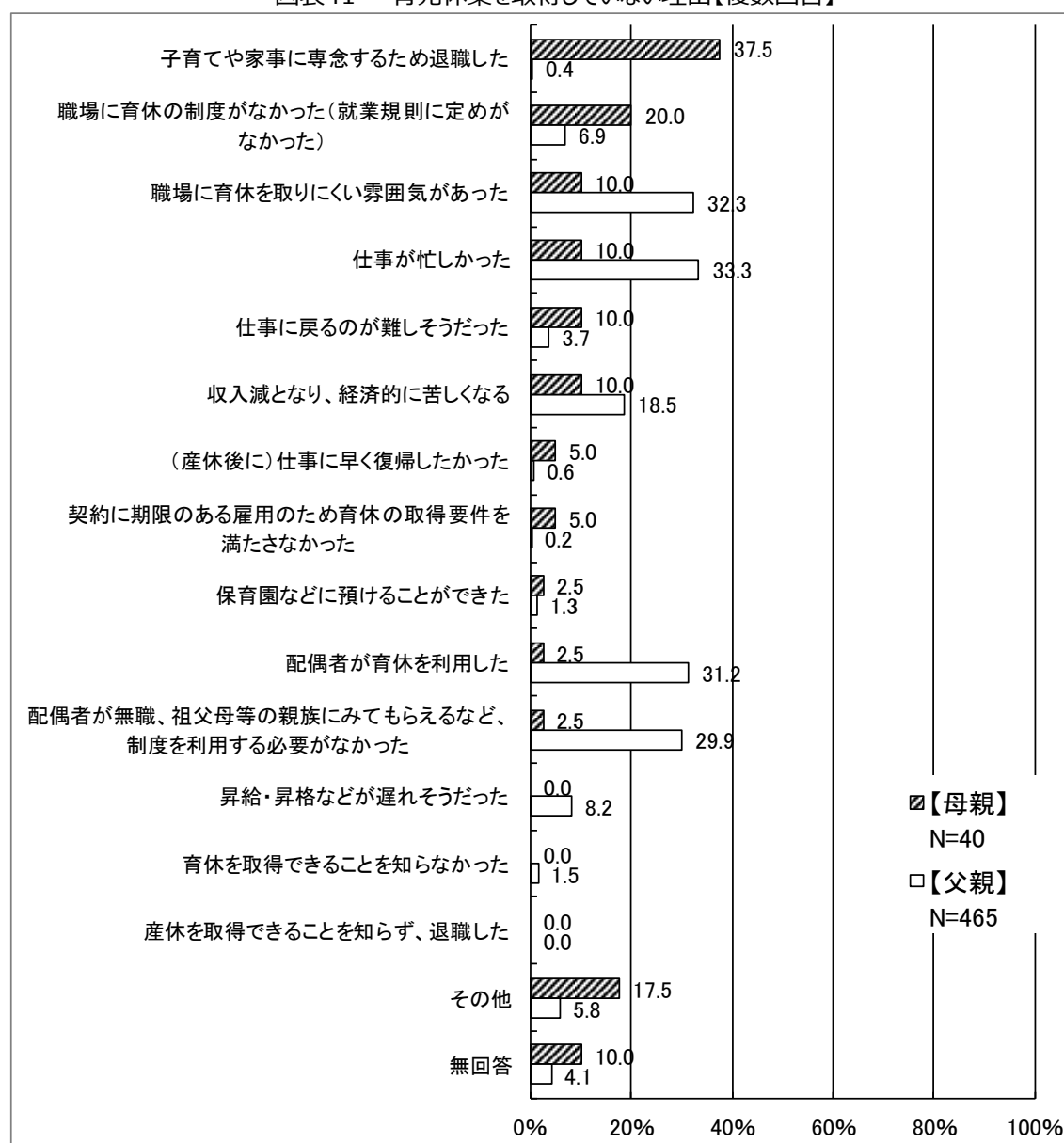
- ・ 未就労の方を除いて計算した育児休業取得率は母親 82.0%、父親 3.8%となっています。

⑤－２ 育児休業を父親が取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が約 3 割

《就学前児童の保護者調査》

- ・ 父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育休を利用した」が続いており、いずれも 3 割を超えています。

図表41 育児休業を取得していない理由【複数回答】

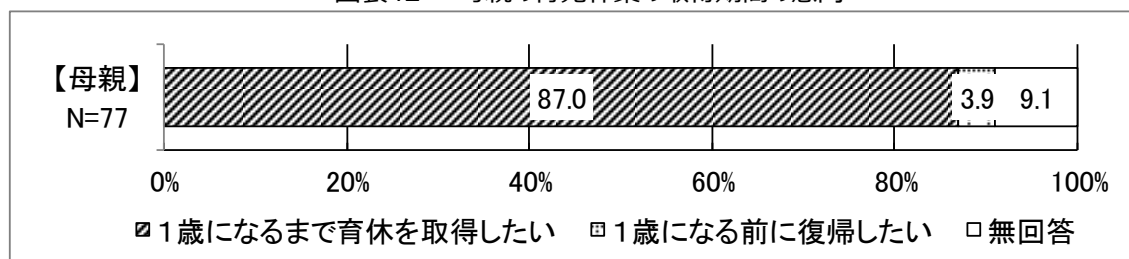


⑥ 「1歳になるまで育児休業を取得したい」という母親が9割近く

《就学前児童の保護者調査》

- ・ お子さんが1歳になったときに預けられるサービスが必ず利用できれば、「1歳になるまで育児休業を取得したい」という母親が9割近く（87.0％）となっています。

図表42 母親の育児休業の取得期間の意向



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や基本指針における子ども・子育て支援に関する基本的認識、第6次大府市総合計画（令和2年度～令和12年度）におけるまちづくりの基本的な視点、本市の子ども・子育て支援等を踏まえ、「明日も健やか子どもの笑顔 みんなでつくる子ども・子育て応援都市」と定めます。

【本市の子ども・子育て支援】

～子育て家庭を中心に「市民」「地域」「事業者」「行政」が一体となった取組～

本市では、第1期計画期間中、産後ケア事業を始めとするおおぶ子ども・子育て八策の実施や、市内2か所目となる発達支援センターみのりの開所等、子育て支援施策の充実を図ってきました。また、生活スタイルや価値観の多様化が進む近年において、柔軟性、多様性、独自性で優れる民間活力の導入を進めるため、一部の児童（老人福祉）センターの運営に指定管理者制度を導入しており、民間のノウハウを活用した運営手法をとっています。他にも、医療機関やNPOによる病児・病後児保育事業をはじめ、各地区にある児童（老人福祉）センターにおける親子サークル、趣味のサークル活動等のグループの育成や地域のボランティアグループからの支援により、子育て支援事業を推進しています。さらに、おおぶ妊産婦相談室を開設し、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させています。保育の分野においては、待ったなしの待機児童対策のため私立保育所等を積極的に誘致し、保育の量的拡大を図ってきました。第2期は、量に加え、幼児教育・保育の内容やサービスに係る市民ニーズにいかに対応かが中心課題となると予想されます。民間のノウハウを活用していくとともに、公立は、これまでの経験や安定性を発揮し、公・民が一体となって、保育・幼児教育の質の向上を図っていきます。子ども・子育てに関する状況は、今後も大きく変化すると予想されるため、市民、地域、事業者、行政が一体となって子どもや子育て家庭への積極的な支援を行います。

【本計画の基本理念】

明日も健やか子どもの笑顔
みんなでつくる子ども・子育て応援都市

計画の基本理念は、本市に住む子どもが明日（未来）にむかって希望を持ち、「健康」、「笑顔」でいられることこそが、子育て家庭だけでなく地域やまちの願いであること、一人ひとりの子どもに関わる家庭・市民・地域・事業者・行政すべてが積極的に子どもと子育て家庭を応援するまちを目指します。

2 基本的な視点

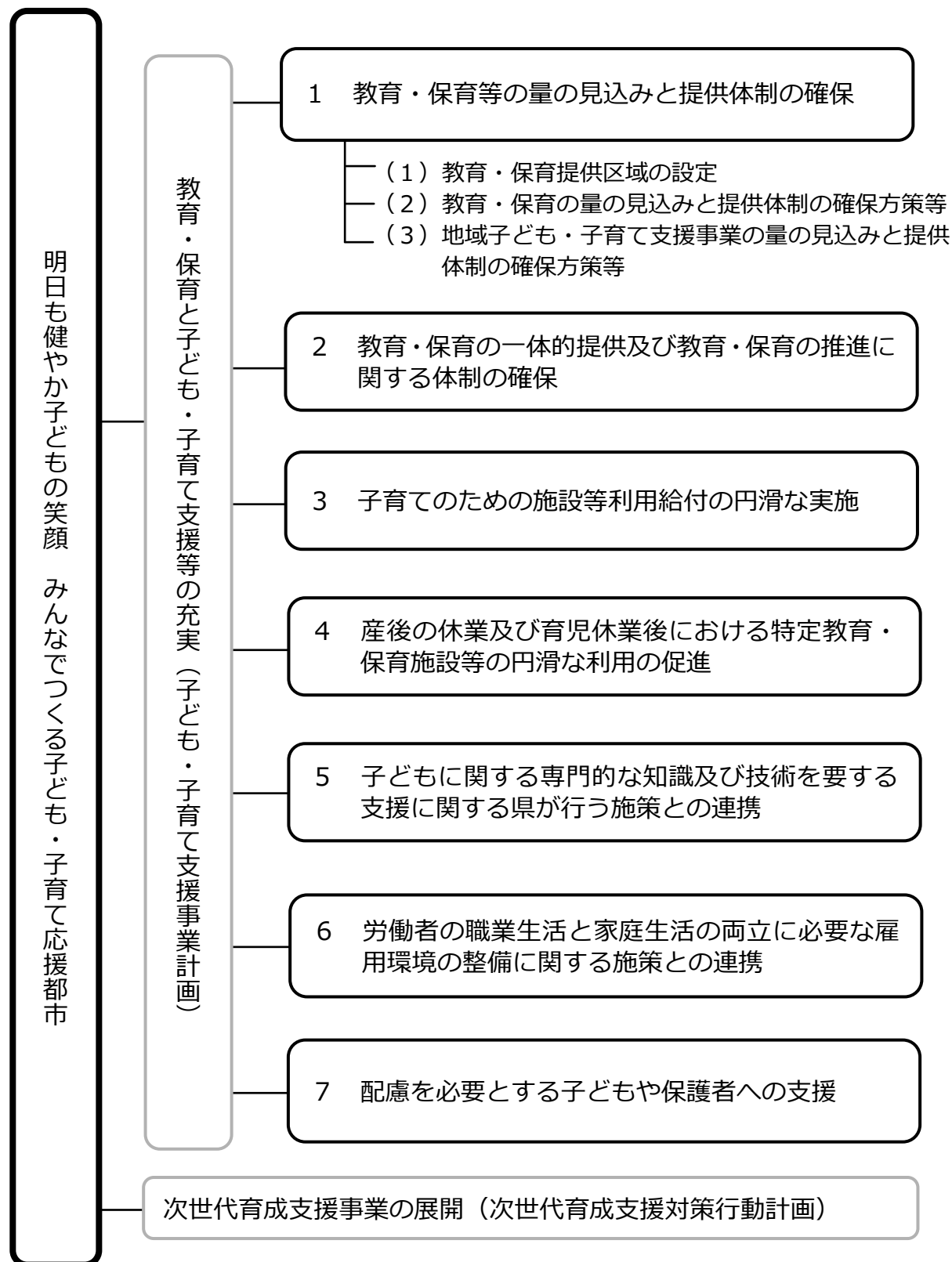
本計画では、基本理念の「明日も健やか子どもの笑顔 みんなでつくる子ども・子育て応援都市」を実現するために、次の3点を基本的な視点とし、計画を推進していきます。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を行います。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が安心して子育てでき、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できるような地域社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表43 計画の施策体系



4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（令和2～6年度）の0～11歳について、「住民基本台帳人口」を用いた「コーホート要因法※」で推計を行いました。

図表44 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減（令和2～6年度）
0	922	1,016	1,008	1,006	1,011	1,016	0
1	951	1,017	1,014	1,005	1,003	1,008	-9
2	998	914	1,012	1,007	1,000	998	84
3	1,017	946	911	1,008	1,005	997	51
4	992	995	937	906	1,003	998	3
5	974	1,021	993	936	903	1,000	-21
小計	5,854	5,909	5,875	5,868	5,925	6,017	108
6	993	993	1,026	993	932	910	-83
7	969	990	993	1,025	990	936	-54
8	988	997	990	994	1,030	991	-6
9	971	972	994	1,000	994	1,035	63
10	935	994	972	996	1,006	999	5
11	965	977	1,003	973	998	1,006	29
小計	5,821	5,923	5,978	5,981	5,950	5,877	-46
合計	11,675	11,832	11,853	11,849	11,875	11,894	62

年齢	実績	推計					
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減（令和2～6年度）
0	922	1,016	1,008	1,006	1,011	1,016	0
1～2	1,949	1,931	2,026	2,012	2,003	2,006	75
3～5	2,983	2,962	2,841	2,850	2,911	2,995	33
6～8	2,950	2,980	3,009	3,012	2,952	2,837	-143
9～11	2,871	2,943	2,969	2,969	2,998	3,040	97

※平成30年度実績は3月末現在の住民基本台帳

※「コーホート要因法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の各集団（コーホート）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

第 4 章 教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

本市は、教育・保育と子ども・子育て支援等の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度から令和6年度まで）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査の結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表45 家庭類型の分類方法

父親 母親		父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない
				120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	就労したことがない
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間以上 120時間未満						
	64時間未満		タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない				タイプD			タイプF

図表46 家庭類型の分類結果（単位：人）

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	12	2.8%	12	2.9%
タイプB	フルタイム × フルタイム	182	42.2%	189	45.1%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	64	14.8%	68	16.2%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間 ~120 時間の一部)	16	3.7%	51	12.2%
タイプD	専業主婦（夫）家庭	156	36.2%	98	23.4%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	1	0.2%	1	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		431	100.0%	419	100.0%

- ※ 1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムの家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なります。
- ※ 2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は下限時間を64時間と設定します。

（１）教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや利用者の細かなニーズ（就労状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を１つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

（２）教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、子どものための教育・保育給付について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、以下の状況を踏まえ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育施設等による確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表47 子どものための教育・保育給付

認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園 幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園 保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園 保育所 地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応

② 量の見込みと確保方策等

子どものための教育・保育給付の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育施設等による確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 1号認定

【内容】

1号認定（満3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）について、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、私学助成を受ける幼稚園（旧制度で運営）による確保方策等を設定します。

【本市の現状】

特定教育施設のうち、市内では認定こども園ジーニアス幼稚園にて251人、市外では丘の上認定こども園にて84人、名古屋市立桶狭間幼稚園にて1人に給付決定をしています。

また、私学助成を受ける幼稚園では、市内の至学館大学附属幼稚園及び大府大和幼稚園並びに市外幼稚園を合わせて1,065人が通園しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の認定こども園及び私学助成を受ける幼稚園の定員枠での受け入れを想定します。

図表48 1号認定（満3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。）〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	1,401	1,302	1,245	1,250	1,278	1,318
確保方策		1,333	1,303	1,318	1,318	1,318
特定教育・保育施設（市内）	251	477	447	462	462	462
特定教育・保育施設（市外）	85	85	85	85	85	85
私学助成を受ける幼稚園（市内）	911	621	621	621	621	621
私学助成を受ける幼稚園（市外）	154	150	150	150	150	150

※各年度3月末現在

②-2 2号認定

【内容】

2号認定（満3歳以上保育の必要あり）について、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）による確保方策等を設定します。

【本市の現状】

市内全ての公私立の特定保育施設（認可保育所 20 か所、認定こども園 2 か所）及び企業主導型保育事業（1 か所）で受入を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対して十分に確保ができています。今後は、定員の調整等を検討します。

図表49 2号認定（満3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	1,453	1,660	1,596	1,601	1,633	1,677
確保方策		2,154	2,157	2,112	2,078	2,042
特定教育・保育施設	1,453	2,130	2,133	2,088	2,054	2,018
企業主導型保育事業		24	24	24	24	24

※各年度3月末現在

②-3 3号認定

【内容】

3号認定（満3歳未満保育の必要あり）について、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、特定地域型保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育施設（特定地域型保育事業に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を設定します。

【本市の現状】

市内全ての公私立の特定保育施設（認可保育所 20 か所、認定こども園 2 か所）及び小規模保育事業で受け入れており、うち公立保育園 2 園では生後 8 週からの乳児を対象としています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備、再編とともに、認可外保育施設への補助制度を含めて、確保方策等を検討します。

図表50 3号認定（満3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	210	244	252	252	253	254
確保方策		261	255	255	255	255
特定教育・保育施設	133	200	194	194	194	194
特定地域型保育事業	3	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業	7	9	9	9	9	9
認可外保育施設	64	35	35	35	35	35
認可外保育施設（院内）	3	5	5	5	5	5

※各年度3月末現在

（1・2歳）

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	754	949	997	991	986	988
確保方策		1,122	1,101	1,074	1,068	1,068
特定教育・保育施設	562	933	912	885	879	879
特定地域型保育事業	18	67	67	67	67	67
企業主導型保育事業	16	24	24	24	24	24
認可外保育施設	148	88	88	88	88	88
認可外保育施設（院内）	10	10	10	10	10	10

※各年度3月末現在

③ 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率は、平成30年度末現在で、33.6%（0～2歳人口2,871人のうち、保育所在園児964人）となっており、国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0～2歳児の保育利用率を次のとおり定めます。

図表51 0～2歳児の保育利用率〈単位：人、%〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口（0～2歳）	2,871	3,093	3,080	3,067	3,054	3,046
保育所在園児数 （0～2歳の量の見込み （必要利用定員総数））	964	1,193	1,249	1,243	1,239	1,242
保育利用率（%）	33.6	38.6	40.6	40.5	40.6	40.8

※各年度3月末現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表52 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業（延長保育事業）	11 時間を超えて保育を行う事業	0～5 歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6 年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～2 歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5 歳（幼稚園）
		保育所その他の場所での一時預かり	0～5 歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5 歳、1～6 年生
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5 歳、1～6 年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	妊婦、0～5 歳、1～6 年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

【内容】

11 時間を超える開所時間の延長保育の需要への対応を図る事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、11 時間を超える時間外保育は、認可保育所 20 園中、19 園で実施しています。そのうち 17 園は午後 6 時から 7 時まで（12 時間保育）、2 園は午後 6 時から 8 時まで（13 時間保育）の対応を行っています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、保育所における既存の実施体制で受け入れを図ります。

図表53 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	352	572	572	572	572	572
確保方策		572	572	572	572	572

②-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【内容】

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、小学校 1 ～ 6 年生を対象とし、公立 9 クラブ、民間 3 クラブの計 12 クラブを整備しています。

【確保方策等】

新・放課後子ども総合プランの内容を踏まえつつ、量の見込みに対しては、既存の実施体制で受け入れるとともに、実施か所の増設や既存施設の活用を図って対応します。

図表54 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,298	1,432	1,427	1,442	1,451	1,436
小学 1 年生 （ 6 歳）	380	373	375	396	389	371
小学 2 年生 （ 7 歳）	327	363	340	342	362	356
小学 3 年生 （ 8 歳）	266	311	311	291	293	310
小学 4 年生 （ 9 歳）	192	198	220	220	207	207
小学 5 年生 （10 歳）	88	125	121	134	135	126
小学 6 年生 （11 歳）	45	62	60	59	65	66
確保方策		1,476	1,476	1,512	1,512	1,512
小学 1 年生 （ 6 歳）		396	396	412	412	412
小学 2 年生 （ 7 歳）		370	370	380	380	380
小学 3 年生 （ 8 歳）		330	330	340	340	340
小学 4 年生 （ 9 歳）		200	200	200	200	200
小学 5 年生 （10 歳）		120	120	120	120	120
小学 6 年生 （11 歳）		60	60	60	60	60

【次世代育成支援対策行動計画（特定 12 事業）】

図表55 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈単位：か所〉

事業名	指標	現状 （実績）	目標値					目標値達成のため の取組・方針
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	実施か 所数	公立 29 民間 3	公立 29 民間 3	公立 29 民間 3	公立 31 民間 3	公立 31 民間 3	公立 31 民間 3	令和 4 年度に 2 か所増設

所管課：学校教育課

②-3 子育て短期支援事業

【内容】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【本市の現状】

令和元年度現在、子育て短期支援事業のうちショートステイ（宿泊を伴う預かり）については、児童養護施設 2 か所及び乳児院 1 か所と業務委託契約を締結して事業を実施しており、最長 7 日間利用可能です。

なお、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）及び夜間・休日保育については、有償ボランティア等、他の手段により対応することができています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の実施体制で受け入れを図ります。

図表56 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0	28	28	28	28	28
確保方策		28	28	28	28	28

②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【内容】

地域子育て支援拠点事業は、子どもステーションや地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施します。

【本市の現状】

令和元年度現在、子どもステーションにおいて「センター型（子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点）」、おおぶっ子広場において「ひろば型（子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施）」の事業を実施するほか、本市独自の取組として地域の児童（老人福祉）センターでは、自由参加あそびサークル（あんぱんまん）の事業を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の実施体制で受け入れを図ります。

図表57 地域子育て支援拠点事業〈単位：人回/年、か所〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		67,690	67,690	67,690	67,690	67,690
確保方策	67,560	67,690 (2 か所)	67,690 (2 か所)	67,690 (2 か所)	67,690 (2 か所)	67,690 (2 か所)

【次世代育成支援対策行動計画（特定 12 事業）】

図表58 地域の子育て支援事業（児童（老人福祉）センター 8 か所、北崎分館）〈単位：人、か所〉

事業名	指標	現状 (実績)	目標値					目標値達成の ための取組・ 方針
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
地域の子育て 支援事業（児 童（老人福祉） センター 8 か 所、北崎分館）	参加者 数	33,328	33,390	33,390	33,390	33,390	33,390	自由来館、あ んぱんまん
	実施か 所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	子育て支援の ための情報提 供・相談体制 を充実

所管課：子育て支援課

②-5 一時預かり事業

【内容】

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【本市の現状】

令和元年度現在、市内の2つの認定こども園及び2つの私立幼稚園において、幼児教育と預かり時間の延長を希望する保護者に対して預かり保育を実施しています。預かり時間や料金については、各幼稚園が設定しています。

【確保方策等】

量の見込みに対して、認定こども園及び私学助成を受ける幼稚園、既存の預かり保育での受け入れを想定します。

図表59 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,974	30,529	30,529	30,529	30,529	30,529
確保方策		30,529	30,529	30,529	30,529	30,529

イ 保育所その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

【本市の現状】

令和元年度現在、公立保育所6か所（柊山、共和東、追分、長草、若宮、荒池）で一時預かり事業（一時的保育事業）を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、一時預かり事業として、既存の6か所のほか、私立保育所での実施を検討します。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）としても、引き続き一時預かりの受入を図っていきます。

図表60 保育所その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,996	7,256	7,276	7,296	7,316	7,336
確保方策		7,256	7,276	7,296	7,316	7,336
一時預かり事業 子育て援助活動 支援事業	7,996	7,256	7,276	7,296	7,316	7,336

②-6 病児保育事業

【内容】

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が体調不良となった児童を一時的に保育したり、児童の自宅等を訪問して家庭内で保育を実施するものです。

【本市の現状】

令和元年度現在、市内の医療機関（はやかわ耳鼻咽喉科クリニック、あおぞら有床クリニック）が施設型の病児・病後児保育を実施しています。また、派遣型については市内のNPO法人（さわやか愛知、ネットワーク大府）が実施しています。なお、市内の認可外保育施設「キッズハウス ひなたぼっこ」では、施設と併設して病児・病後児保育を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、今後も施設型及び派遣型等（認可外保育施設併設型等を含む）の子育て援助活動支援事業を継続して実施します。

図表61 病児保育事業（単位：人日/年）

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	405	450	451	452	453	454
確保方策		450	451	452	453	454
病児保育事業	215	200	200	200	200	200
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	190	250	251	252	253	254

②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

【内容】

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、子どもステーションにおいて事業を実施し、月曜日から金曜日までは午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、土曜日、日曜日は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付けています。

費用は、1 時間当たり 600 円から 800 円で、曜日や時間によって異なります。なお、利用の条件によっては無償化される場合があります。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

図表62 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,311	2,371	2,401	2,431	2,461	2,491
確保方策		2,371	2,401	2,431	2,461	2,491

【次世代育成支援対策行動計画（特定 12 事業）】

図表63 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、未就学児含む。）〈単位：か所、人日/年〉

事業名	指標	現状（実績）	目標値					目標値達成のための取組・方針
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
ファミリー・サポート・センター事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1	ミニ講座、交流会等で P R を実施し、会員獲得
ファミリー・サポート・センター事業	延べ利用人数	3,527	3,627	3,677	3,727	3,777	3,827	利用者促進及び援助会員・両方会員確保のための P R の実施

所管課：子育て支援課

②-8 利用者支援事業

【内容】

利用者支援事業には、基本型と母子保健型があります。基本型は、子ども又は子どもの保護者の身近な場で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を実施する事業です。母子保健型は、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、対象者の状況に応じて必要な情報提供を行う事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、市役所子育て支援課及び保健センターにおいて子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談等に対応しています。

【確保方策等】

子どもステーション及びおおぶ妊産婦相談室（保健センター内）に職員を配置し、妊娠期から子育て期にわたり、各家庭の個別のニーズを把握し、妊娠中の生活や育児方法や、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

図表64 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1
確保方策		2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1

②-9 乳児家庭全戸訪問事業

【内容】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、当事業を通じて、赤ちゃんの発育、発達や母乳、育児などの相談対応、子育て支援サービスの紹介、赤ちゃんの体重測定を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

図表65 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	916	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確保方策		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
実施体制	直営	直営	直営	直営	直営	直営

②-10 養育支援訪問事業

【内容】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、子どもステーションに育児支援家庭訪問員を配置し、自由来館者、0歳児を持つ親の交流会、乳幼児育児相談電話で受け付けた相談に基づき、家庭訪問を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

図表66 養育支援訪問事業(単位：人)

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	47	50	53	56	59	62
確保方策		50	53	56	59	62
実施体制	直営	直営	直営	直営	直営	直営

②-11 妊婦健康診査

【内容】

妊婦健康診査は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定されていることを根拠に実施する事業です。

【本市の現状】

令和元年度現在、妊娠中における妊婦健康診査を 14 回、子宮頸がん検診を 1 回、出産後の産婦健康診査を 2 回受けることができます。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

図表67 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	966	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確保方策		1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託	委託
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時	随時

【次世代育成支援対策行動計画】

図表68 妊婦健康診査〈単位：件、％〉

事業名	指標	現状（実績）	目標値					目標値達成のための取組・方針
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
妊産婦健康診査	受診件数	15,320	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	未受診者への勧奨を実施
妊産婦健康診査	受診率	86.2	87	87	87	87	87	受診促進のためのPRの実施

所管課：健康増進課

②-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【内容】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、私学助成を受ける幼稚園に通園する子どもの副食費負担分について、低所得世帯及び第3子以降を対象に費用の一部を補助する事業です。

【本市の現状】

令和元年度より事業を実施しています。

【確保方策等】

量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

図表69 実費徴収に係る補足給付を行う事業〈単位：人〉

区分	現状（実績）	見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	78	78	78	78	78
確保方策		78	78	78	78	78

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、教育・保育を実施する中で、これまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、需給バランスを考慮しつつ、既存施設の認定こども園への移行を含め、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう検討します。

本市では平成 18 年度に「幼保児小中連絡会議」を設置し、幼児教育、小学校教育、中学校教育、特別支援教育に関わる関係機関の代表者が中学校区ごとに情報交換や連携を図っており、今後もこの会議を通じて、子ども達を育てていくための指針「きらきら」に基づき、さまざまな事業に取り組んでいきます。

特別支援教育の推進については、個別の教育支援計画「すくすく」による適切な支援を進めており、関係機関の連携による教育・保育の一体的提供を図ります。

幼児教育・保育のさらなる質の向上に資するため、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき、保育所等への助言・その他の支援を行う幼児教育アドバイザーの配置について検討します。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を対象とした子育てのための施設等利用給付が創設され、無償化の対象とされました。

近年の社会構造の変化に伴う共働き世帯の割合が高まる中で保育を必要とする方が増え、これまでの教育・保育体制だけではなく、施設等利用給付の対象となる子ども・子育て支援施設等を含めた幅広い子育て支援サービスを提供することにより、高まる保育ニーズに対応します。また、サービスの利用にあたっては無償化をはじめとした事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

新たに始まった施設等利用給付については、これまでの子どものための教育・保育給付と同じく、円滑に給付事務を実施するため、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮しつつも、適正に施設の確認、給付認定、給付決定を行っていきます。

施設の確認、公示、指導監査等については都道府県と情報共有、連携し円滑な施設等利用給付の実施に努めていきます。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の促進

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供を図るとともに、市独自の制度として、今後も認可外保育施設の利用者や施設への補助制度等を実施します。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

本市の家庭児童相談室を令和2年4月に子ども家庭総合支援拠点として位置付け、県の児童・障害者相談センターを始め、子育て世代包括支援センター等の関係機関との緊密な連携により、児童虐待の迅速・的確な対応に努めるほか、発生予防、早期発見にもつなげていきます。また、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会に広まるよう、児童虐待防止等の啓発活動を行います。今後も県の児童・障害者相談センターとの連携強化や支援の充実を図ります。

発達の気になる子どもの支援として、市内2か所の児童発達支援センターによる療育及び相談支援をはじめ、さまざまな機関と連携した個別の支援等を行うなど、早期療育の充実を図ります。また、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児等）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関による支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成・配置します。

母子家庭及び父子家庭の自立支援にあたっては、大府市母子・父子自立支援員による相談対応のほか、国及び県の各種手当・給付金・医療費助成の制度について、周知を図ります。

6 労働者の職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、市内企業における従業員の仕事と生活の調和の実現に向けて、働きやすく働きがいがあり、魅力ある職場づくりに取り組む企業の増加を促進するため、「働きやすい企業表彰」制度を設けています。また、大府市就業支援センター「ワークプラザおおぶ」では、職業相談員による職業紹介や職業相談と、市の生活支援サービスの窓口案内や情報提供を行っています。今後も仕事と子育ての両立支援のための事業を推進します。

7 配慮を必要とする子どもや保護者への支援

多胎児の保護者は、出産及びその後の生活に対して大きな不安を抱えるとともに、日常生活や育児全般において大きな不安を負うこととなります。本市は、保健師等の訪問による相談及び助言、多胎児交流会の開催による保護者間の交流の場の提供等を実施していますが、今後も、多胎児の保護者が抱える特有の事情を理解した上で、精神的、経済的な負担の軽減につながる施策を充実させていきます。

今後、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子ども等外国につながる子どもの増加が見込まれます。これらの子ども及びその保護者が安心して教育・保育サービスを受けられる支援を推進します。

近年、障害児通所支援を始めとする支援が必要な障がい児及び発達が気になる子どもが増加する傾向にあり、保育・教育の実施場所においては、これまで以上に多様な支援や配慮が求められています。このうち公立保育所においては、加配保育士を配置して対応していますが、現在の体制では十分な支援が困難となりつつあるため、体制整備の推進等により、保護者の負担軽減及び就労支援につなげます。

療育を必要とする児童とその保護者の負担軽減につながる支援を検討します。

さまざまな理由により学校に登校していない不登校児童生徒の数が増えてきています。これらの子ども達が安心して集うことができ、個々の社会性やコミュニケーション力を育成するための居場所について検討します。

いじめや不登校等のさまざまな要因により、子どもが引きこもりとなる場合があります。引きこもりに必要な支援はさまざまで、支援のゴールも多様なため、関係機関との情報共有や協働により、年齢による切れ目のない支援の実現に向けた体制の整備を図ります。

第5章 次世代育成支援事業の展開（次世代育成支援対策行動計画）

本市では、次の事業を重点的に取り組む事業（次世代育成支援事業）として位置付け、本計画において子育て環境の基本的指標として、目標値を設定し、進行管理を図ります。

図表70 次世代育成支援事業の目標値

事業名	指標	現状 (実績)	目標値					目標値達成のための 取組・方針	所管課
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
子ども・若者支援相談事業	相談件数	118	140	144	144	144	144	スピカで実施（月4日）	青少年女性課
こども110番の家	実施か所数	318	325	330	335	340	345	小学校・警察・地域と協議し促進	危機管理課
子育てサークル活動支援事業	サークル数	11	11	11	11	11	11	子育て支援のための情報提供・親同士の交流の機会の提供	子育て支援課
おもちゃ図書館事業	利用者数 (月平均)	67	70	70	70	70	70	利用者促進のためのPRの実施	子育て支援課
子ども会育成事業	単子数	109	100	100	100	100	100	単子結成促進のための支援	子育て支援課
	会員数	3,468	3,300	3,310	3,320	3,330	3,340	入会促進のためのPRの実施	子育て支援課
家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）における相談事業	相談件数	2,938	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	子育て支援のための相談体制の充実	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会実務者会議	開催回数	12	12	12	12	12	12	関係機関による定期的な情報交換及びケース検討	子育て支援課
医療的ケア児等コーディネーターの設置	人数	－	1	1	1	1	1	令和2年度末までに設置	子育て支援課
予防接種事業（※1）	接種率	95	100	100	100	100	100	未接種者への勧奨を実施	健康増進課
託児サービス付文化事業	事業数	15	15	15	15	15	15	託児サービス付事業	文化振興課
世代間スポーツ交流事業	教室数	16	16	16	16	17	17	総合型地域スポーツクラブ（エニスポ）で実施	スポーツ推進課
	人数	639	650	650	650	700	700	総合型地域スポーツクラブ（エニスポ）で実施	スポーツ推進課
公園の整備	整備か所数	55	57	57	57	57	57	土地開発の状況に応じて整備を検討	緑花公園課
ポケットパークなどの整備	整備か所数	100	100	100	100	100	100	公共空地の活用や宅地開発に伴うポケットパークの整備	緑花公園課
三世代住宅支援事業（※2）	件数	3	3	－	－	－	－	HP等による制度周知	建築住宅課
働きやすい企業表彰（ファミリーフレンドリー部門）の実施（※2）	事業	実施 （※3）	実施	実施	－	－	－	商工会議所を通じた募集に関するPRの実施及び広報おおぶ等による表彰企業の紹介	商工労政課

※1…予防接種の現状値は、MR1期100.0%、MR2期90.0%の平均値で表示。

※2…計画期間のうち「－」部分については、計画期間途中に実施の有無を協議する。

※3…「おおぶ子育てサポート優良事業者表彰」として企業表彰を実施。

本市では、次世代を担う子どもの健やかな成長に資するため、子ども・子育て応援基金を設置し、基金の充当事業として「おおぶ子ども・子育て八策」を実施しています。本事業についても、次世代育成支援事業として、目標値を設定し、進行管理を図ります。

図表71 次世代育成支援事業（おおぶ子ども・子育て八策）の目標値

事業名	指標	現状 (実績)	目標値					目標値達成 のための取 組・方針	所管課
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
中学生に対する 学習支援事業	人数	80	64	64	64	64	64	HP 等による制 度案内、事業 のブラッシュア ップ及び関係機 関との連携強 化等	協働推進生 涯学習課
	回答率 (※1)	100	90	90	90	90	90		
日中一時支援の 利用対象年齢の 引き下げ	人数	0	1	1	1	1	1	HP 等による 制 度 案 内 の 実施	高齢障がい 支援課
子どもの体力向 上プロジェクト 推進	児童数 (※2)	1,153	1,200	1,230	1,260	1,290	1,320	保 護 者 へ の おたより等 による実施 案内	保育課・ 子育て支援 課・ 学校教育課
多胎児家庭に対 する支援(※3)	支援を 受ける 世帯数	—	23	25	27	29	31	妊 娠 届 出 時 や 相 談 時 に おける個別 案内及び HP 等による制 度案内	子育て支援 課
大府市認定保育 室(旧認可外保育 施設)利用者の第 2子への補助拡 大	人数	886	421	421	421	421	421	窓 口 で の 個 別 案 内 及 び HP 等による 制度案内	保育課
産後ケア事業	日数	25	35	45	55	65	74	妊 娠 届 出 時 や 相 談 時 に おける個別 案内及び HP 等による制 度案内	健康増進課
産婦健康診査事 業	受診率	80.0	84	88	92	96	100	窓 口 で の 個 別 案 内 及 び HP 等による 制度案内	健康増進課
季節性インフル エンザ予防接種 費用助成	接種率	54.1	64	73	82	91	100	勧 奨 の た め の個別案内	健康増進課
新生児聴覚検査 費用の一部助成	受検率	62.6	69	77	85	93	100	窓 口 で の 個 別 案 内 及 び HP 等による 制度案内	健康増進課

事業名	指標	現状 (実績)	目標値					目標値達成 のための取 組・方針	所管課
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
小児がん等の治療を受けたお子さんへの再接種費用補助	人数	2	1	1	1	1	1	HP 等による制度案内	健康増進課
子育て世帯の国民健康保険税の一部減免	世帯数	891	900	900	900	900	900	HP 等による制度案内の実施、制度の適切な実施	保険医療課
放課後クラブの開所時間の延長	件数	49	60	70	80	90	96	入所案内で周知し、必要な方に対して実施	学校教育課
中学校の英語検定の検定料補助	人数	258	260	265	270	275	280	中学校を通じた保護者への個別案内及び広報おおぶ・HPによる制度案内	学校教育課
レインボーハウスにおける ICT を利用した不登校児童への遠隔授業の実施(※4)	割合 (%) (※5)	－	50	50	50	50	50	施設利用者への個別案内	学校教育課
中学校におけるプログラミング教育環境の充実(※6)	成果発表の回数	－	12	12	12	12	12	プログラミング作業の進捗確認	学校教育課

※1…アンケート結果において「参加して良かった」と回答した人の割合。

※2…未就学児童数のみ。

※3…令和 2 年度より実施。

※4…令和元年度より実施。

※5…レインボーハウス利用者に対する遠隔授業利用者の割合。

※6…令和 2 年度より実施。



子どもの体力向上のための子育て支援講座
(子どもの体力向上プロジェクト)の様子



放課後クラブにおける指導の様子

第 6 章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたっては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら事業を推進します。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業については、毎年度、進捗状況を把握し、点検・評価をします。点検・評価にあたっては、「大府市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果を市民に公表します。

1 策定経緯

【平成 30 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 30 年 11 月	大府市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (就学前児童及び小学校就学児童の各保護者対象)

【令和元年度】

年月日	調査及び会議等
令和元年 6 月 7 日	第 1 回大府市子ども・子育て会議の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画の進捗状況について (3) おおぶ子ども・子育て八策の進捗状況と事業計画について (4) 子ども・子育てに関するアンケート調査の結果報告について (5) 保育に関する取組について
9 月 30 日	第 2 回大府市子ども・子育て会議の開催 (1) 地域包括ケア推進ビジョンについて (2) 第 2 期大府市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) 幼児教育・保育の無償化について
11 月 11 日	第 3 回大府市子ども・子育て会議の開催 (1) 第 2 期大府市子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 今後の保育所等のあり方について
令和元年 12 月 20 日 ～令和 2 年 1 月 20 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 17 日	第 4 回大府市子ども・子育て会議の開催 (1) 第 2 期大府市子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 令和 2 年度新設保育園等について (3) 大府市児童福祉施設等再編計画（案）について

2 大府市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 28 日大府市条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大府市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げること。
- (2) 次世代育成支援対策に関する事項について協議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 大府市子ども・子育て会議委員名簿

大府市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年 12 月 1 日現在

No.	職名	所属する団体 ・ 組織名称等	氏名
1	学識経験者	日本福祉大学	渡辺 顕一郎
2	学識経験者	至学館大学	時安 和行
3	市民委員	市民委員 (公募委員)	加藤 香織
4	子ども会代表	大府市子ども会連絡協議会代表（共長 学区長）	小松 陽子
5	放課後クラブ利用者代表	吉田小学校 PTA	竹内 邦仁
6	児童センターファミリー クラブ代表	大府市地域活動連絡協議会代表（共 長）	吉田 詩恵
7	幼稚園代表	至学館大学附属幼稚園	加藤 道子
8	民間保育園代表	共和保育園	中村 佳世子
9	民間保育園代表	大府西こどもの城保育園	前嶋 美喜朗
10	認可外保育施設代表	株式会社ソフィア代表取締役 (そぴあ保育園)	山崎 貴嗣
11	事業主の代表	商工会議所代表 (株式会社首藤鐵工所)	首藤 良一
12	労働者の代表	連合愛知知多地域協議会	日比野 充
13	医師団代表	大府市医師団代表 (はやかわ耳鼻咽喉科クリニック)	早川 和喜
14	小児保健医療総合センタ ー代表	あいち小児保健医療総合センター 副センター長兼保健センター保健室長	山崎 嘉久
15	大府市区長会代表	北崎区長	久野 雅史
16	民生児童委員代表	児童部会代表	近藤 えつ子
17	大府市校長会代表	東山小学校長	西村 剛志
18	児童・障害者相談センタ ー代表	児童育成課 主任主査	八澤 佳子

※任期は令和元年度末まで

事務局名簿

令和元年 12 月 1 日現在

職名	氏名	職名	氏名
福祉子ども部長	鈴置 繁雄	教育委員会教育部長	木學 貞夫
福祉子ども部子育て支援課長	三ツ矢 誠	教育委員会学校教育課長	浅田 岩男
福祉子ども部子育て支援課主幹兼指導保育士	岡田 博子	教育委員会学校教育課放課後係長	久納 勇司
福祉子ども部子育て支援課子どもステーション所長	須藤 尚美	市民協働部協働推進生涯学習課長	伴 則幸
福祉子ども部子育て支援課児童係長	小清水 崇	市民協働部青少年女性課長	間瀬 恵
福祉子ども部子育て支援課児童係主任	谷江 正輝	健康文化部健康増進課長	阪野 嘉代子
福祉子ども部保育課長	内藤 尚美	産業振興部商工労政課長	杉江 範久
福祉子ども部保育課指導保育士	村瀬 真由美		
福祉子ども部保育課保育係長	藤田 奈緒子		

4 用語解説

大府市子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、大府市子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

子育て安心プラン

令和 2 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消し、令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%を目指して約 32 万人分の受け皿を整備することを目的とする国の政策

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

総合計画

市政の総合的な指針であり、より豊かな市民生活を実現するための計画で、市の計画の中で最も上位に位置する計画

地域包括ケア推進ビジョン

総合計画を踏まえ、地域福祉計画をはじめとする個別計画の「上位概念」として位置付けられ、本市としての地域包括ケアにおける基本的な考え方を明確化したもの

地域福祉計画

社会福祉法に基づく、総合計画における福祉部門の基本計画

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく計画で、障がい児や発達が気になる子どもへの支援を効果的に推進していくために、今後の障害児通所支援の見込量及び提供体制の確保策等について定めたもの

男女共同参画プラン

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けをもたせたもの

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画



第2期 大府市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：大府市 福祉子ども部 子育て支援課

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL.0562-47-2111 FAX.0562-47-3150